

# 中種子町こども計画

## 【素案】

令和8年1月  
鹿児島県 中種子町



## ～ 目 次 ～

<b>第1章 計画策定の概要</b> .....	<b>1</b>
1 計画策定の背景.....	1
2 国・鹿児島県の動向.....	1
3 計画の位置付け.....	4
4 計画の期間.....	5
5 計画の対象.....	6
6 計画の策定体制と方法.....	6
<b>第2章 こども・若者を取り巻く状況</b> .....	<b>8</b>
1 統計からみる中種子町の現状.....	8
2 アンケート調査結果からみる中種子町の現状.....	15
3 本町における課題.....	36
<b>第3章 計画の基本的な考え方</b> .....	<b>39</b>
1 基本理念.....	39
2 基本目標.....	40
3 施策の体系.....	41
<b>第4章 施策の展開</b> .....	<b>42</b>
<b>基本目標1 こどもを安心して生み育てることができるまちづくり</b> .....	<b>42</b>
1 親と子の健康づくりに向けた支援.....	42
2 乳幼児期の教育・保育の充実.....	45
3 妊娠・出産や子育てに関する相談・情報発信体制の充実.....	46
<b>基本目標2 こどもが成長できるまちづくり</b> .....	<b>47</b>
1 こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い教育の推進.....	47
2 居場所づくり.....	49
3 小児医療体制や心身の健康等についての情報提供.....	50
4 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育.....	51
<b>基本目標3 若者が活躍できるまちづくり</b> .....	<b>52</b>
1 未来へ踏み出す若者応援.....	52
2 若者の社会的参加に向けた支援.....	53
3 出会いや結婚への支援.....	54

基本目標4 全ての子どもが幸せな状態で成長できるまちづくり.....	55
1 生活に困難を抱える子育て家庭などへの支援.....	55
2 障がいや発達に不安のある子どもへの支援.....	57
3 児童虐待防止対策と社会的養護の推進.....	57
4 こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組.....	59
5 こども・若者の権利の尊重.....	60
6 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり.....	61
基本目標5 子育て当事者がこどもに向き合えるまちづくり.....	62
1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減.....	62
2 地域子育て支援、家庭教育支援.....	63
3 共働き・共育ての推進.....	64
<b>第5章 計画の推進と進行管理.....</b>	<b>65</b>
1 計画の推進体制.....	65
2 計画の進行管理.....	65

# 第1章 計画策定の概要

## 1 計画策定の背景

全国的に人口減少や少子高齢化の進行、核家族世帯やひとり親世帯の増加、非正規雇用の増加や女性の就労率の高まりなど、子どもを取り巻く環境が大きく変化しています。また、子どもが安心して過ごせる居場所づくりや子育ての孤立化への対応、子どもの虐待や貧困への対策など、様々な課題への対応が求められています。

このため、中種子町において、子どもの健やかな育ちと子育て当事者を社会全体で支援する環境整備をより一層促進することを目的に「中種子町こども計画」(以下、「本計画」という。)を策定します。

## 2 国・鹿児島県の動向

### (1) 国の動向

令和5年4月に「こども家庭庁」が発足しました。こども家庭庁は、こども政策の司令塔となり、省庁の縦割りを排し、これまで組織の間でこぼれ落ちていた子どもに関する福祉行政を一元的に担っています。同じく令和5年4月から、子どもを権利の主体として位置付け、その権利を保障する総合的な法律として「こども基本法」が施行となりました。こども基本法では、以下のような内容が定められています。

#### こども施策に関する大綱（こども大綱）【こども基本法第9条に規定】

- ・こども施策を総合的に推進するために、基本的な方針、重要事項を定めるもの
- ・これまで別々に作られてきた「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」「子供の貧困対策に関する大綱」が束ねられ、「こども大綱」に一元化

#### こども計画の策定【こども基本法第10条に規定】

- ・国の大綱を勘案した都道府県こども計画・市町村こども計画の作成が努力義務化
- ・こども計画は、既存の各法令に基づく以下の都道府県計画・市町村計画と一体のものとして作成することができる

子ども・若者計画

子どもの貧困対策計画

子ども・子育て支援事業計画  
次世代育成支援行動計画

#### こども等の意見の反映【こども基本法第11条に規定】

- ・子どもや子育て当事者等の意見を反映すること、聴取した意見が施策に反映されたかどうかについてフィードバックすること等が求められている

令和5年12月22日、こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」を閣議決定しました。「こども大綱」は、従来の「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」及び「子供の貧困対策に関する大綱」を一つに束ね、一元化するとともに、さらに必要なこども施策を盛り込むことで、これまで以上に総合的かつ一体的にこども施策を進めていくこととしています。

また、「こども未来戦略」、「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの100か月の育ちビジョン）」などもあわせて閣議決定されました。

令和7年6月には、令和7年度に実施する具体的な施策をまとめた「こどもまんなか実行計画2025」が決定されています。

## こども大綱について（令和5年12月22日閣議決定）

資料1-3

**概要**

○こども基本法において、以下が規定されている。

・こども大綱は、これまで別々に作成・推進されてきた少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱及び子供の貧困対策に関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めるもの。

**第1 はじめに**

こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」

全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会

（こども・若者から見てどのような社会かを具体的に記載）

全の人のにとって、社会的価値が創造され、幸福が高まる

（こども大綱の審議会議事録）

・こども大綱の審議会議事録はこども政策推進会議が作成することとされている。（こども基本法第17条第2項第1号）

・こども大綱の案の作成は、こども政策推進会議の決定により、内閣総理大臣からこども家庭審議会に諮問がなされた。

内閣総理大臣より諮問 → こども政策推進会議（こども大綱の案の作成主体） → こども家庭審議会 → 内閣総理大臣へ答申

**第2 こども施策に関する基本的な方針**

①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る

②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく

③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する

④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする

⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚・子育てに関する希望の形成と実現を阻む障壁（いろいろ）の打破に取り組む

⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

**第3 こども施策に関する重要事項**

こども・若者の視点に立って分かりやすく示すため、ライフステージ別に提示。

1 ライフステージを通した重要事項

2 ライフステージ別の重要事項  
(こどもの誕生前から幼児期まで、学童期・思春期・青年期)

3 子育て当事者への支援に関する重要事項

**第4 こども施策を推進するため必要な事項**

1 こども・若者の社会参画・意見反映

2 こども施策の共通の基盤となる取組

3 施策の推進体制等

## 【こどもまんなか実行計画2025 概要】

○こどもまんなか実行計画は、こども基本法に基づくこども大綱（令和5年12月22日閣議決定）の下、全てのこども・若者が、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ウェルビーイングで生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指し、各省庁のこども施策約400施策を政府一丸となって推進する実行計画。

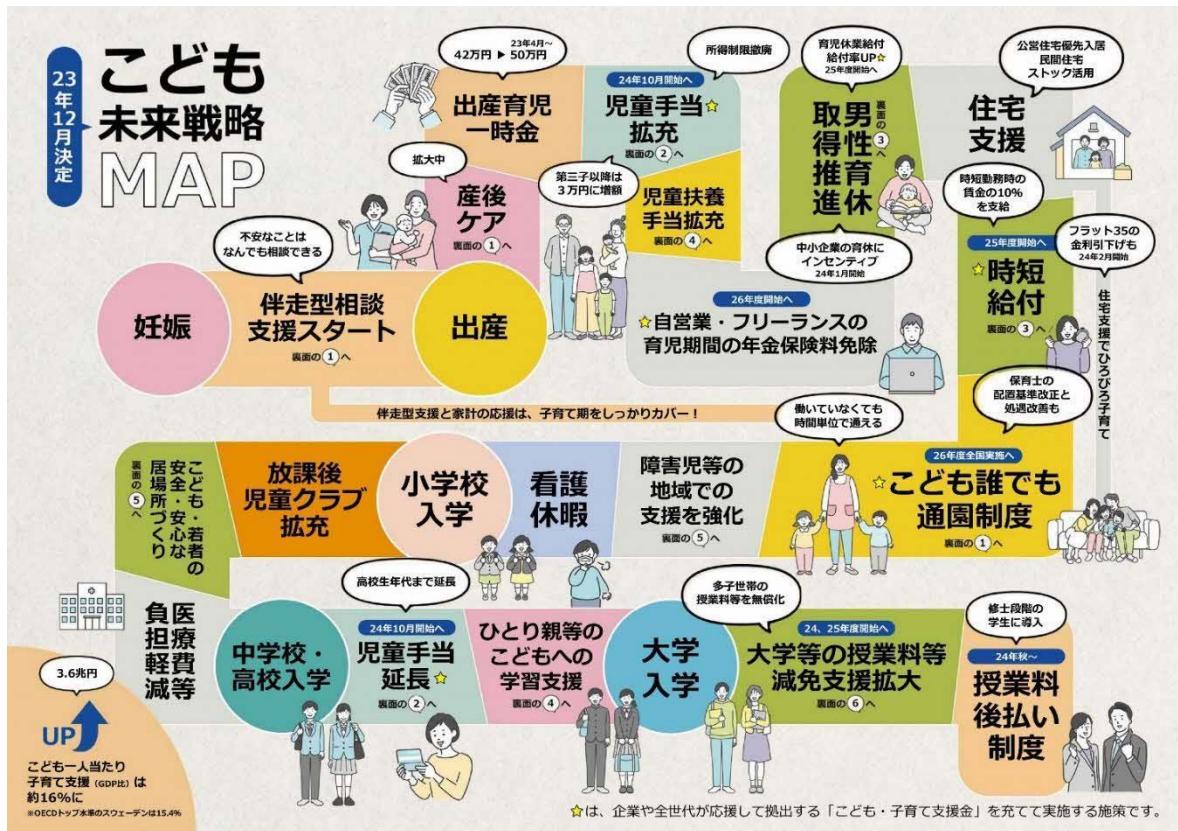
○実行計画2025においては、小中高生の自殺者数、いじめ重大事態の発生件数、不登校児童生徒数、児童虐待相談対応件数が増加し、少子化に歯止めが掛かっていない現状等も踏まえ、以下の3つの領域に重点的に取り組む。

（1）困難に直面するこども・若者への支援

（2）未来を担うこども・若者へのより質の高い育ちの環境の提供と少子化対策の推進

（3）「こどもまんなか」の基礎となる環境づくりの更なる推進

## 【「子ども未来戦略」概要】



## 【「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」概要】



## (2) 鹿児島県の動向

鹿児島県では、令和7年3月に「『結婚、妊娠・出産、子育ての希望がかなう鹿児島を目指して』～全ての子ども・若者が幸せを感じながら生活を送るために～」を基本理念とする「かごしま子ども未来プラン2025」を策定しています。この計画は、こども基本法第10条第1項の規定に基づく「都道府県こども計画」として策定するともに、次世代育成支援対策推進法第9条第1項の規定に基づく「次世代育成支援行動計画」及び子ども・子育て支援法第62条第1項の規定に基づく「子ども・子育て支援事業支援計画」として位置付けかれているとともに、成育医療等基本方針に基づく「母子保健を含む成育医療等に関する計画」、子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者計画」、子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく「子どもの貧困解消対策計画」、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「母子家庭等及び寡婦自立促進計画」、放課後児童対策に係る県行動計画を包含する計画となっています。

### 【かごしま子ども未来プラン2025 概要】

#### 【基本理念】

「結婚、妊娠・出産、子育ての希望がかなう鹿児島を目指して」  
～全ての子ども・若者が幸せを感じながら生活を送るために～

#### 【基本目標】

個々人の結婚、妊娠・出産、子育ての希望が、県内のどこにおいても実現できる社会づくりを推進するとともに、子ども・若者が権利の主体として、個人が尊重され、全ての子ども・若者が幸せを感じながら生活を送ることができる社会の実現を目指します。

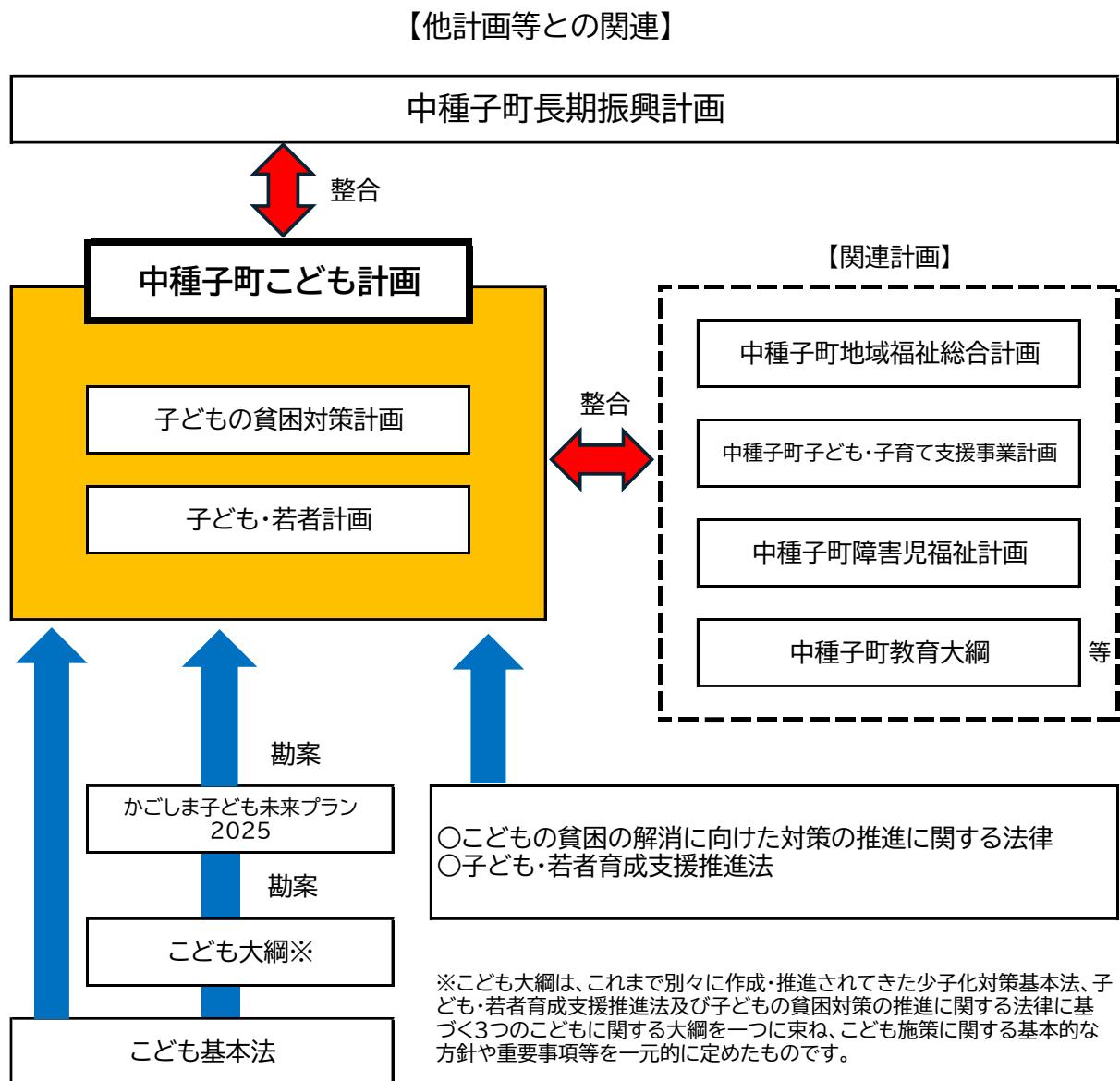
#### 【施策の方向】

1. 結婚、妊娠・出産の希望を実現できる社会づくり
2. 安心して子育てができる社会づくり
3. 子どもの夢や希望を実現する環境づくり
4. 子どもたちが未来に希望を持てる社会づくり
5. ライフスタイルに合わせた働き方ができる社会づくり

## 3 計画の位置付け

本計画は、国のことども大綱やことども基本法を勘案し、子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条に規定する市町村計画及び子ども・若者育成支援推進法第9条に規定する市町村子ども・若者計画を包含し、こども施策を総合的に推進するものです。

また、本町の上位計画である「中種子町長期振興計画」をはじめ、その他の関連計画との整合性を図りながら進めていきます。



## 4 計画の期間

本計画の期間は、令和8年度から令和11年度までの4年間とします。

本計画の最終年度となる令和11年度に見直しを行い、令和6年度に策定した「第3期中種子町子ども・子育て支援事業計画」との整理・統合を目指します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
子ども・子育て支援事業計画	第3期計画									
こども計画	第1期計画 第2期こども計画 (子ども・子育て支援事業計画を含む)									

## 5 計画の対象

本計画はこども・若者・子育て当事者に関する施策について定めます。本計画で、「こども」とは、こども基本法第2条に基づき「心身の発達の過程にある者」とし、必要な支援が特定の年齢で途切れることなく提供されることを図ります。

「若者」については、思春期（中学生年代からおおむね18歳まで）及び青年期（おおむね18歳以降からおおむね30歳未満、施策の一部については40歳未満）の者とします。

本計画においては、平仮名表記の「こども」を使用することとしますが、法令に根拠がある語を用いる場合や固有名詞などについては、平仮名表記以外を用いています。

## 6 計画の策定体制と方法

### （1）中種子町子ども・子育て会議

本計画に子育て当事者等の意見を反映し、本町におけるこども・子育て・若者支援施策をこどもと子育て家庭及び若者の実情を踏まえて実施するため、「中種子町子ども・子育て会議」において審議を行いました。

期 日	主な内容
令和7年 10月 24日	・中種子町こども計画について ・アンケート調査結果について
令和7年 12月 25日	・中種子町こども計画素案について
令和8年 ●月 ●日	・パブリックコメントの実施結果について ・中種子町こども計画（最終案）について

### （2）アンケート調査

計画策定の基礎資料とするため以下のアンケート調査を実施しました。

調査種類	対象者	調査実施時期
子どもの生活状況調査（小学生票）	小学5年生の児童	令和7年6月～7月
子どもの生活状況調査（中学生票）	中学2年生の生徒	
子どもの生活状況調査（保護者票）	小学5年生、中学2年生の保護者	
こども・若者の意識と生活に関する調査	16歳から39歳までの町民	令和7年7月～8月

### (3) こども・若者向けパブリックコメントの実施

計画案に対し、広くこども・若者の意見を聴取・反映することを目的に、本町の小学5年生から中学3年生までを対象に、令和●年●月●日から●月●日までこども・若者向けパブリックコメントを実施しました。

### (4) 住民向けパブリックコメントの実施

計画案に対し、広く住民の意見を聴取・反映することを目的に、令和●年●月●日から●月●日までパブリックコメントを実施しました。

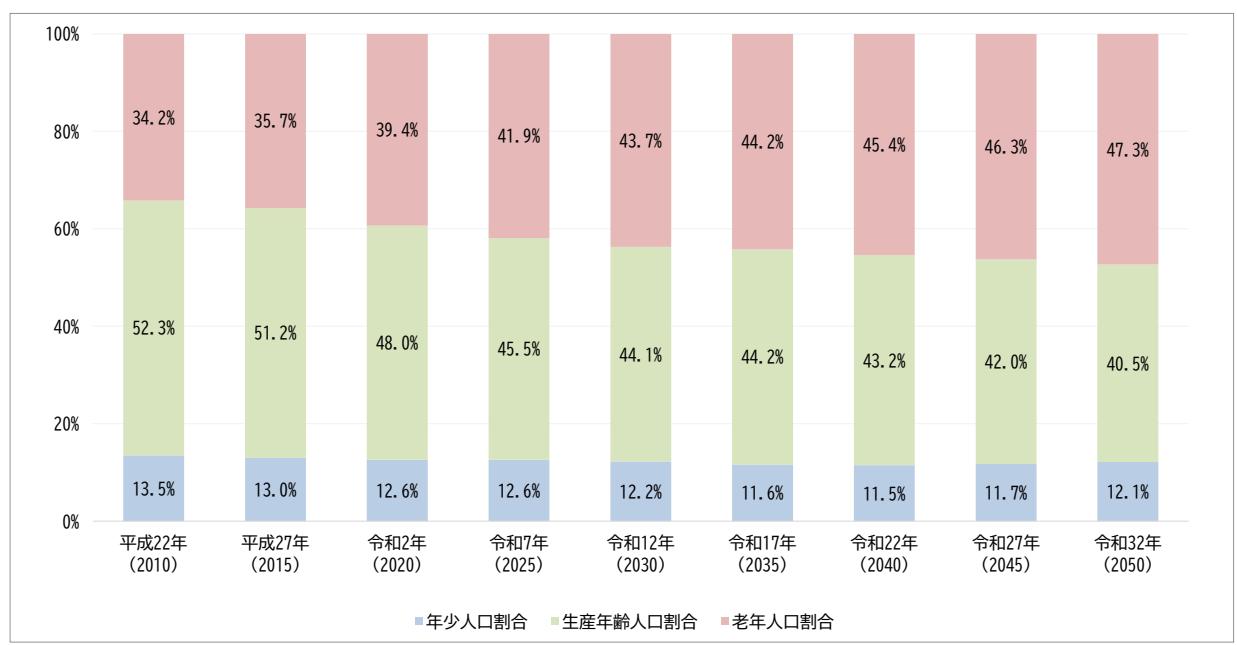
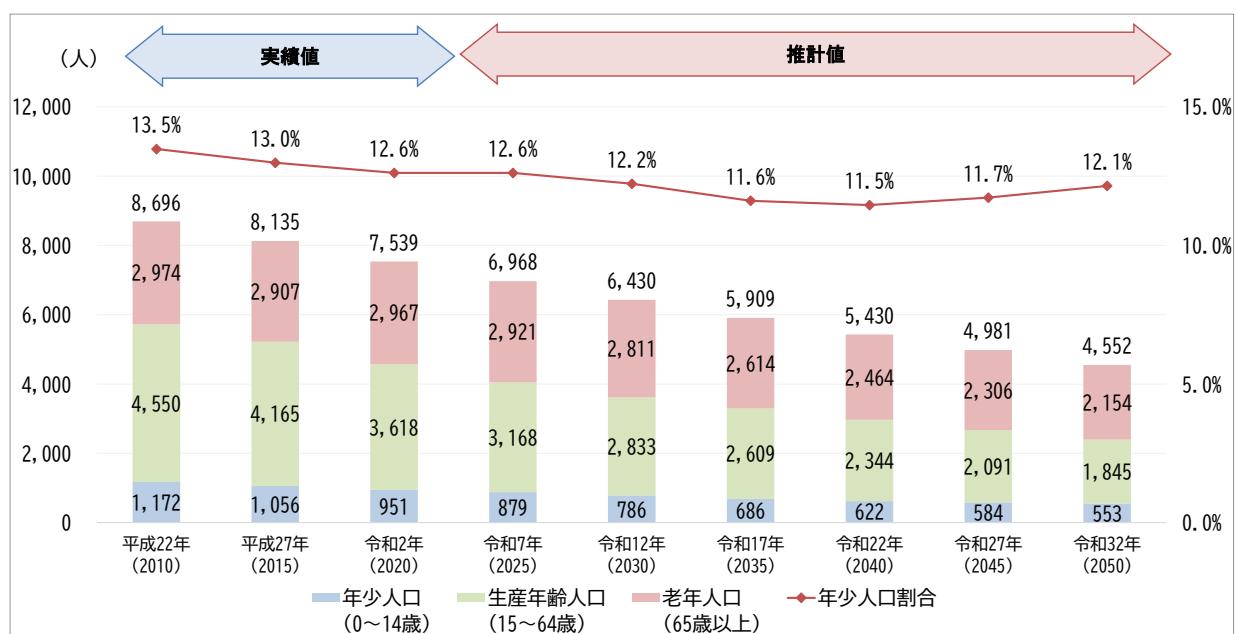
## 第2章 こども・若者を取り巻く状況

### 1 統計からみる中種子町の現状

#### (1) 人口の推移及び推計

総人口は、平成 22 年の 8,696 人が令和 2 年には 7,539 人となり、1,157 人の減少となっています。

今後、少子高齢化の進展により総人口は減少する予測となっており、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、令和 32 年の総人口は 4,552 人、年少人口(0~14 歳)は 553 人、総人口に占める年少人口割合は 12.1%となる見込みとなっています。



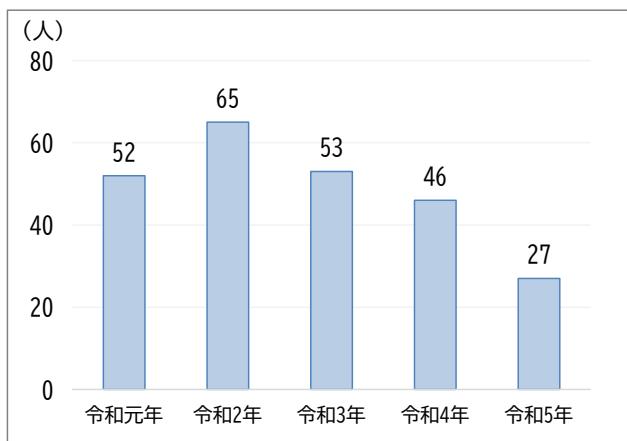
出典：国勢調査（平成 22 年～令和 2 年）、国立社会保障・人口問題研究所推計値（令和 7 年～令和 32 年）

## (2) 出生数、出生率の推移

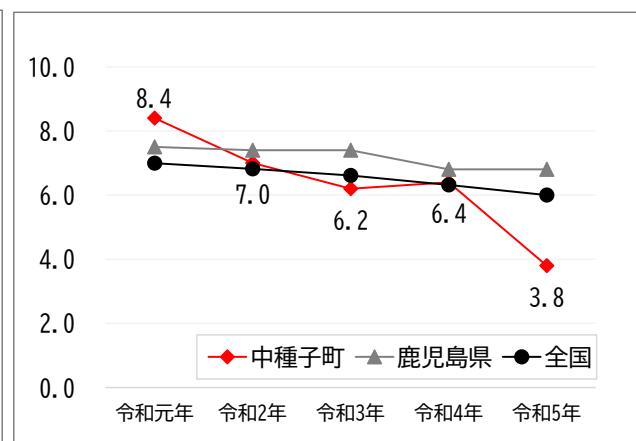
出生数は近年ほぼ同水準で推移しており、令和5年は27人となっています。

出生率(人口千人当たり出生数)は、おおむね全国平均、鹿児島県平均を下回って推移しています。

【出生数】



【出生率 (人口千人当たりの出生数)】

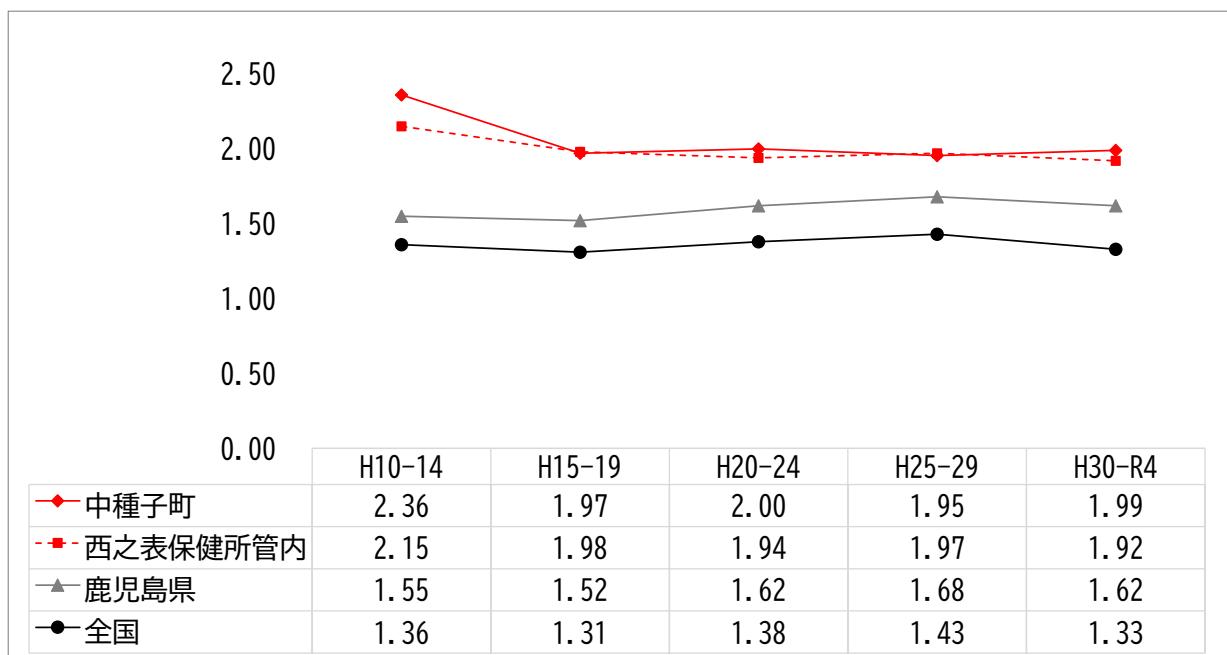


出典：人口動態統計

## (3) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率は「15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当します。

平成30年から令和4年までの合計特殊出生率は1.99で、全国平均、鹿児島県平均より高くなっています。



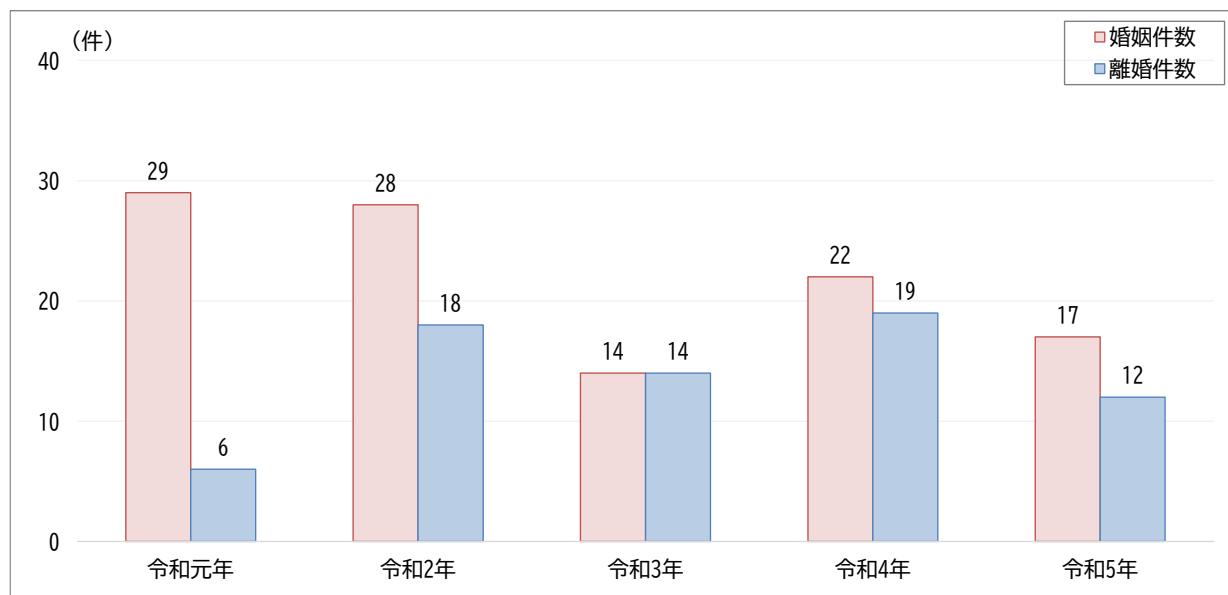
出典：人口動態保健所・市区町村別統計

#### (4) 婚姻等に関する状況

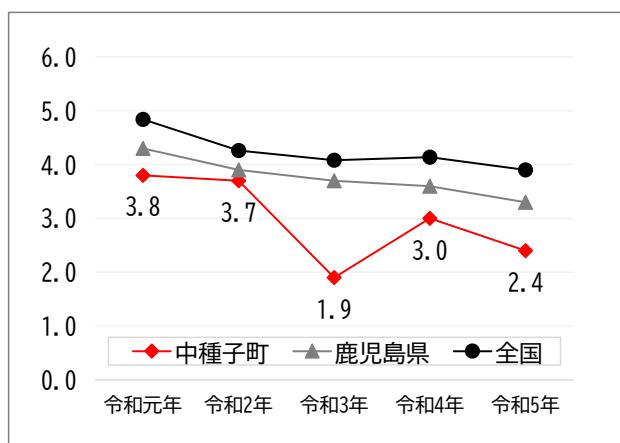
##### ① 婚姻・離婚件数、婚姻率、離婚率の推移

令和5年の婚姻件数は17件、離婚件数は12件となっています。

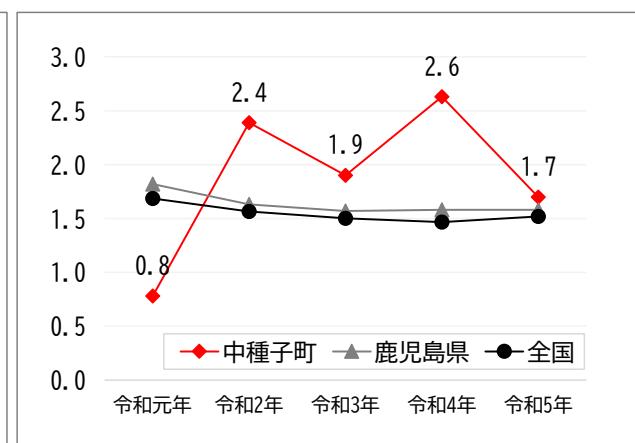
令和5年の婚姻率(人口千人当たりの婚姻件数)は全国平均、鹿児島県平均を下回っています。一方、離婚率(人口千人当たりの離婚件数)は、全国平均、鹿児島県平均を上回っています。



【婚姻率（人口千人当たりの婚姻件数）】



【離婚率（人口千人当たりの離婚件数）】



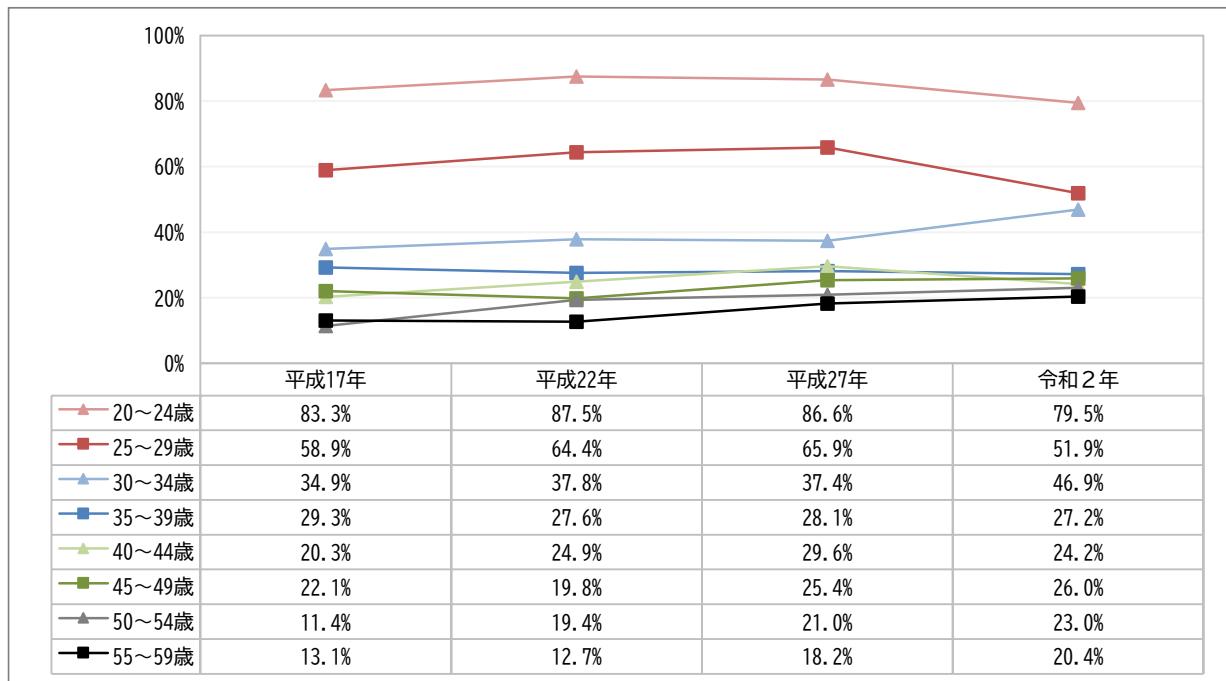
出典：人口動態統計

## ② 未婚率の推移

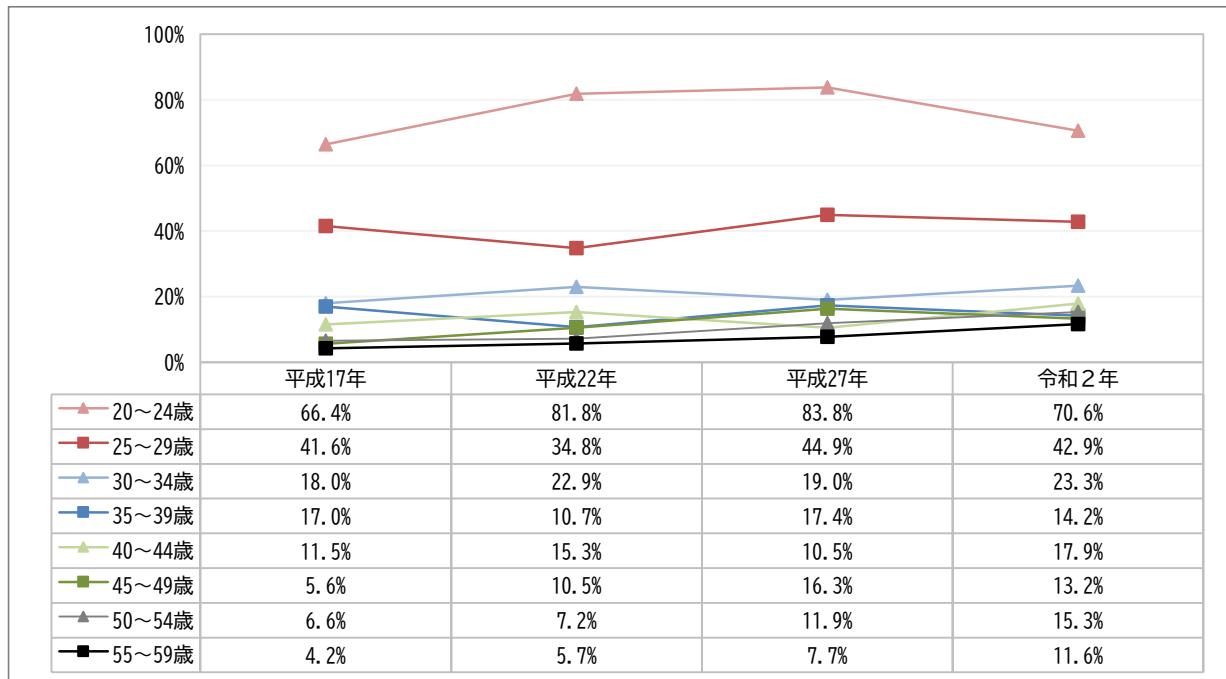
男性の未婚率を令和2年と平成27年で比較すると、30～34歳で9.5ポイント上昇している以外は、ほぼ同水準か減少となっています。

女性の未婚率を令和2年と平成27年で比較すると、40～44歳で7.4ポイント上昇している以外は、ほぼ同水準か減少となっています。

【年代別未婚率の推移（男性）】



【年代別未婚率の推移（女性）】

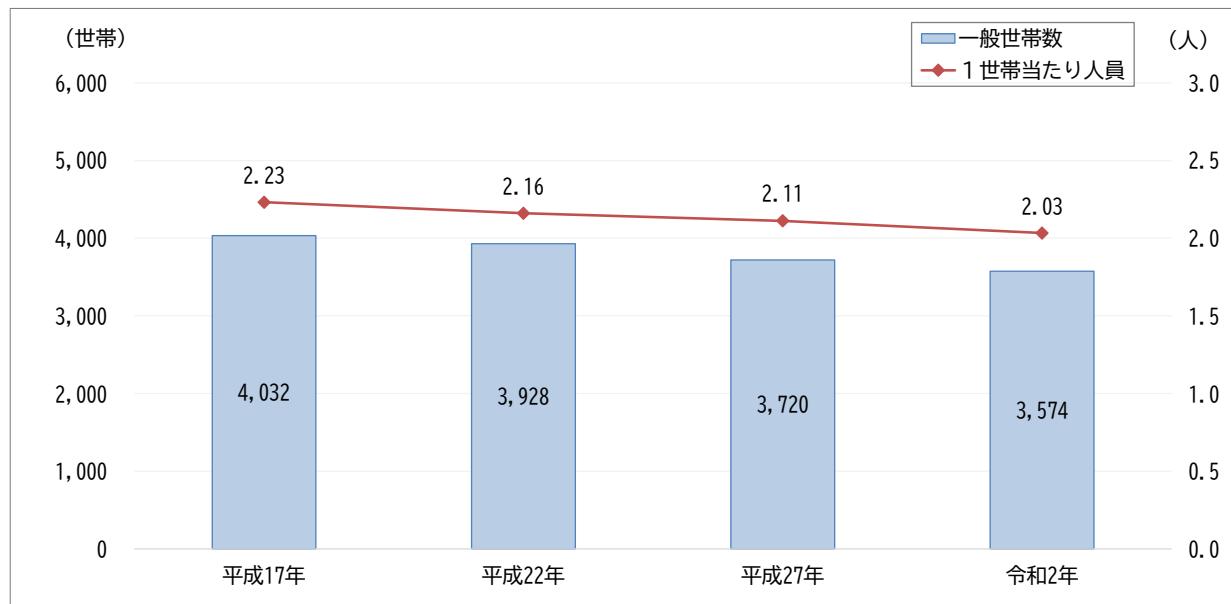


出典：国勢調査

## (5) 世帯の状況

### ① 一般世帯数、1世帯当たり人員数の推移

令和2年的一般世帯数は3,574世帯、1世帯当たり人員数は2.03人となっており、一般世帯数及び1世帯当たり人員数は減少傾向で推移しています。

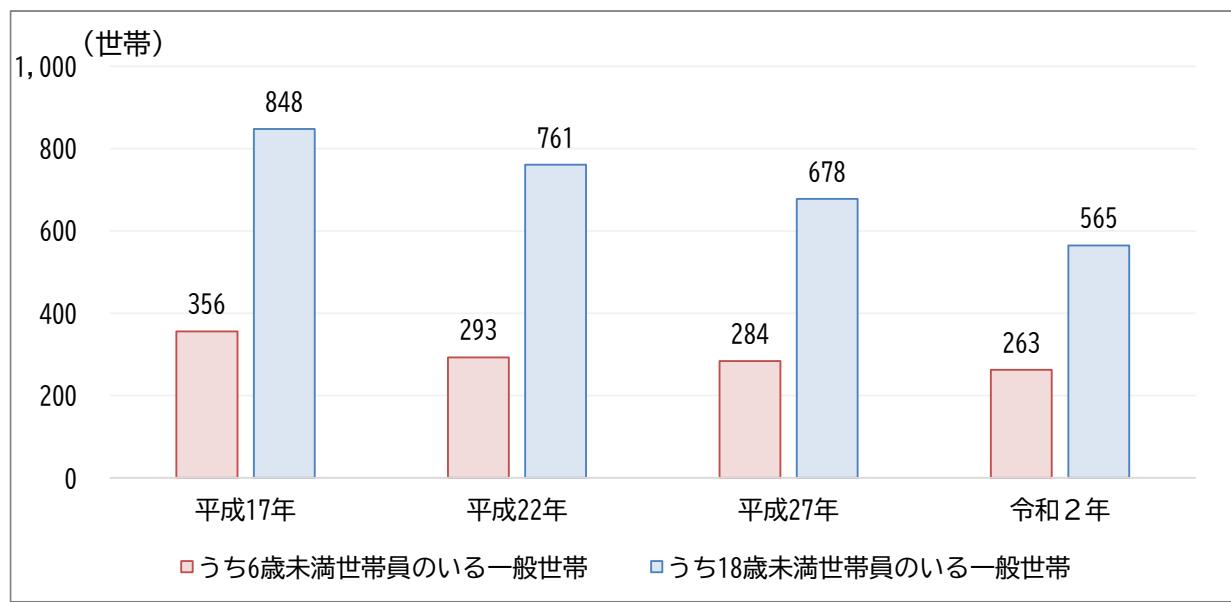


出典：国勢調査

### ② 6歳未満、18歳未満の子どものいる一般世帯数

#### ア) 6歳未満、18歳未満の子どものいる一般世帯数の推移

令和2年の6歳未満の子どものいる世帯数は263世帯、18歳未満の子どものいる世帯数は565世帯となっており、いずれも減少傾向で推移しています。

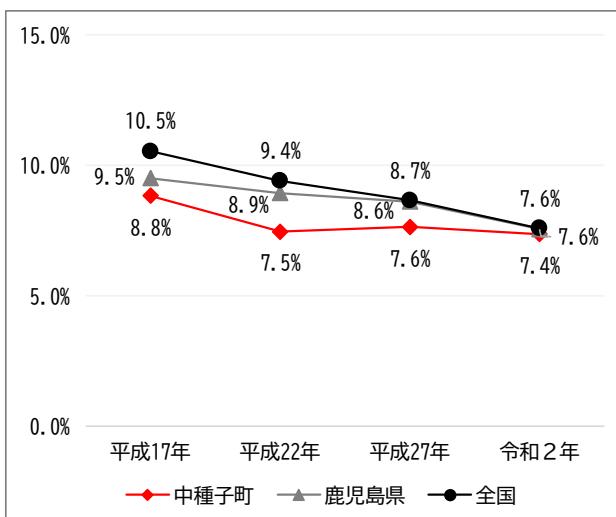


出典：国勢調査

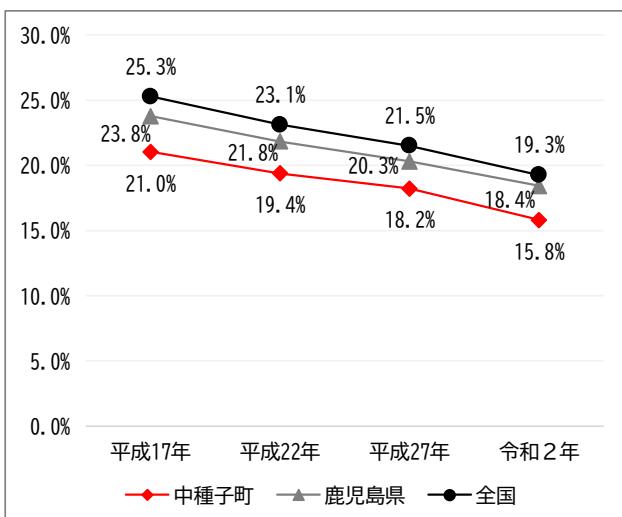
### イ) 6歳未満、18歳未満のこどものいる一般世帯数の構成割合

令和2年の6歳未満のこどものいる世帯数の構成割合は7.4%、18歳未満のこどものいる世帯数の構成割合は15.8%で、いずれも全国平均、鹿児島県平均を下回っています。

【6歳未満のこどものいる世帯数の構成割合】



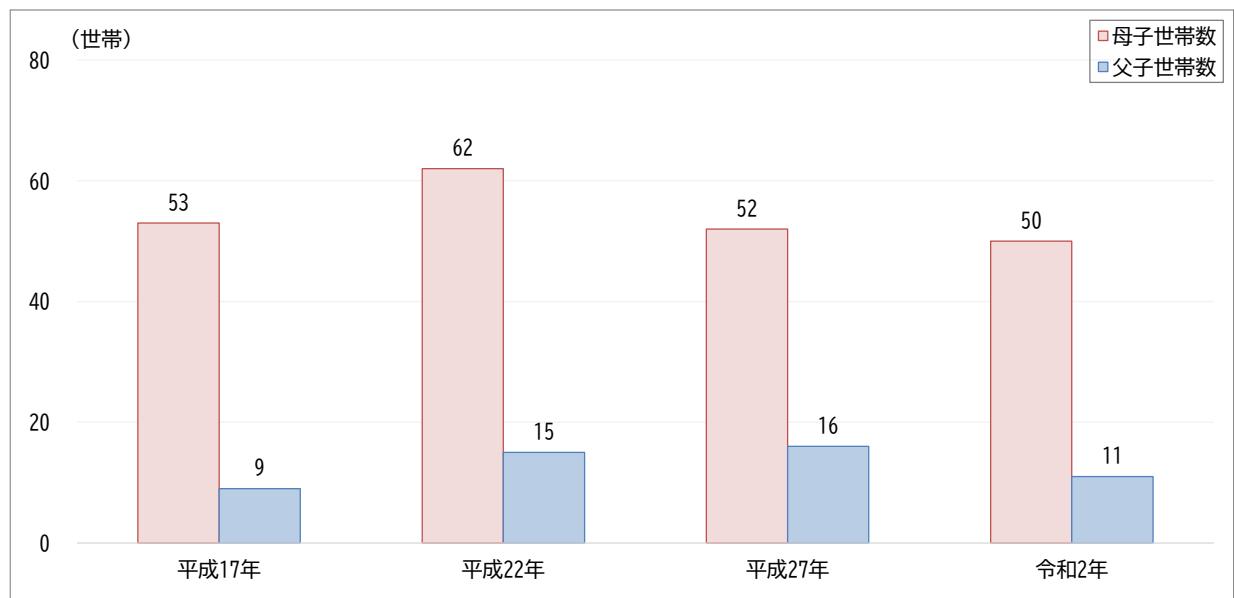
【18歳未満のこどものいる世帯数の構成割合】



出典：国勢調査

### ③ ひとり親家庭の状況

令和2年の母子世帯数は50世帯、父子世帯数は11世帯となっています。



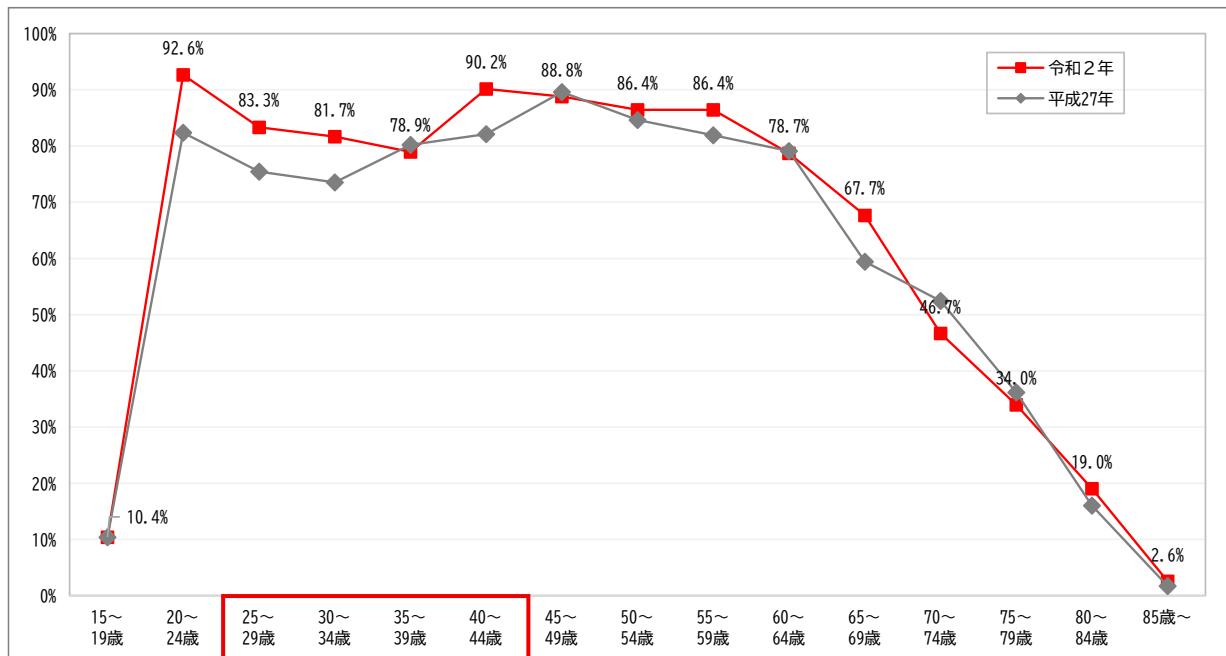
出典：国勢調査

### (6) 女性の労働力率

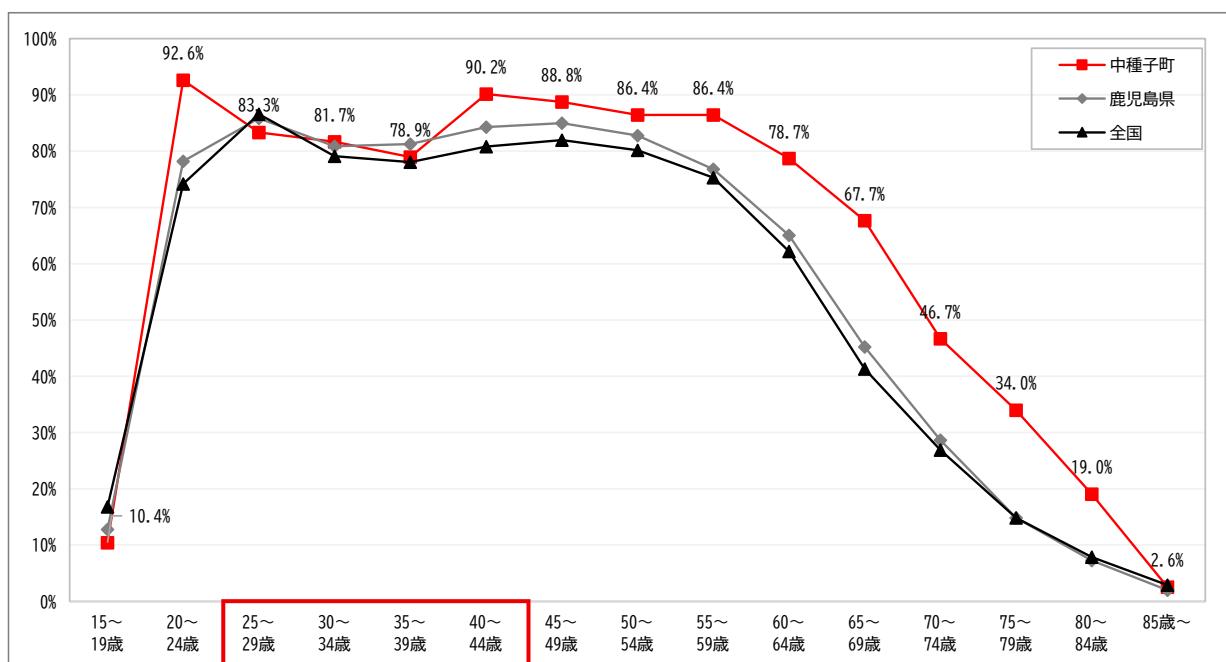
令和2年の本町の子育て世代の女性(25~44歳)の労働力率は、平成27年と比較すると、35~39歳を除き上回っています。

令和2年の本町の子育て世代の女性の労働力率を、全国平均、鹿児島県平均と比較すると、40~44歳で上回っています。

【女性の労働力率（本町の令和2年と平成27年の比較）】



【女性の労働力率（令和2年の全国平均、鹿児島県平均との比較）】



出典：国勢調査

## 2 アンケート調査結果からみる中種子町の現状

### (1) 調査の概要

#### ① 調査種別・対象者・実施時期

調査種別	対象者	実施時期
ア) 就学前保護者調査	就学前保護者	
イ) 小学生保護者調査	小学生保護者	令和6年1月～2月
ウ) 子どもの生活状況調査（小・中学生票）	小学5年生、中学2年生	
エ) 子どもの生活状況調査（保護者票）	小学5年生、中学2年生の保護者	令和7年6月～7月
オ) こども・若者の意識と生活に関する調査	16歳から39歳までの町民	令和7年7月～8月

#### ② 調査方法

- ア)～エ)は学校や園を通じた直接配布回収  
オ)は郵送による配布、郵送及びインターネットによる回収

#### ③ 配布回収の状況

調査種別	配布数	回収数	回収率
ア) 就学前保護者調査	189件	137件	72.5%
イ) 小学生保護者調査	267件	231件	86.5%
ウ) 子どもの生活状況調査（小・中学生票）	125件	107件	85.6%
エ) 子どもの生活状況調査（保護者票）	114件	85件	74.6%
オ) こども・若者の意識と生活に関する調査	1,088件	283件	26.0%

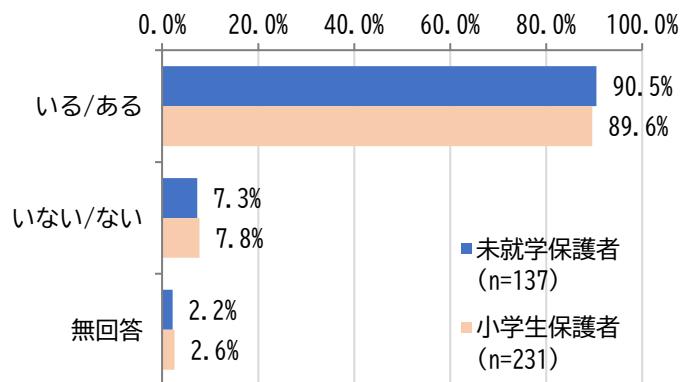
#### ④ 調査結果の見方

- ・図表中の「n」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。
- ・回答率は百分比の小数点第2位を四捨五入しているので、合計が100%にならない場合があります。
- ・集計表の比率については小数点第2位で四捨五入して表示しているため、択一回答における表中の比率の内訳を合計しても100%に合致しない場合があります。

## (2) 就学前保護者、小学生保護者調査の主な結果

### ① 子育て等について気軽に相談できる人や場所の有無

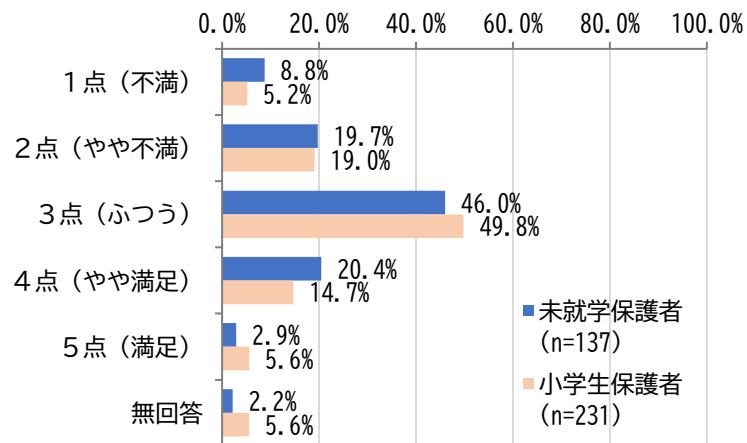
子育て等について気軽に相談できる人や場所の有無については、「いない/ない」と回答した人の割合が就学前保護者で7.3%、小学生保護者で7.8%となっています。



### ② 子育て環境の満足度

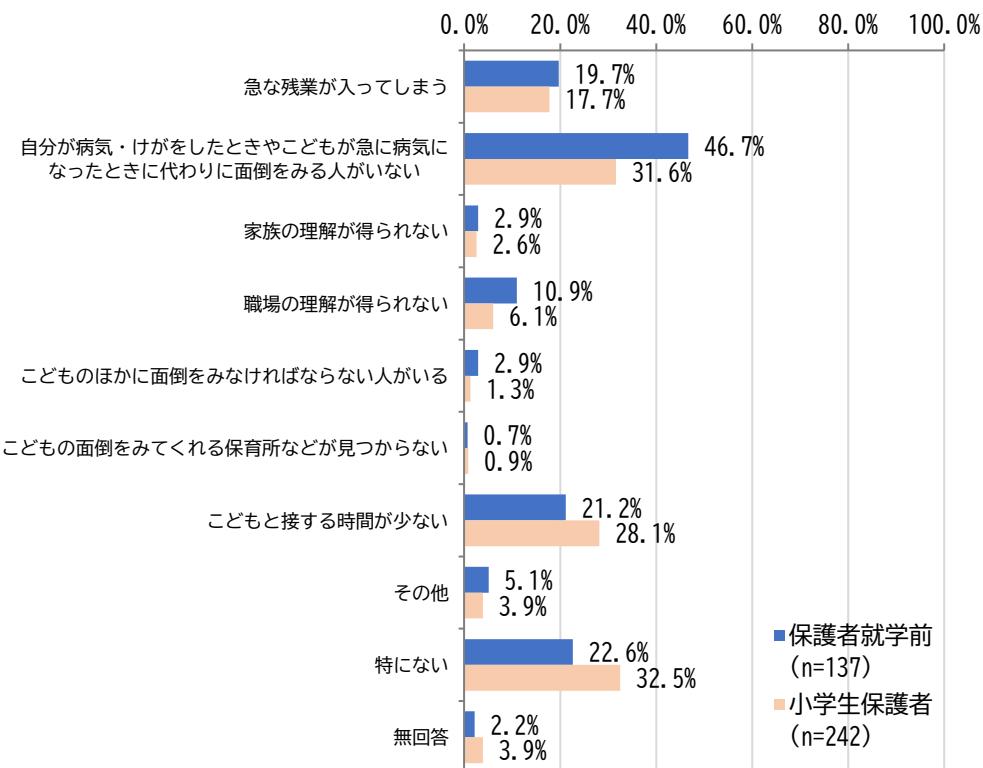
子育ての環境の満足度については、「満足」、「やや満足」と回答した割合の合計は、就学前保護者で23.3%、小学生保護者で20.3%となっています。

一方、「不満」、「やや不満」と回答した割合の合計は、就学前保護者で28.5%、小学生保護者で24.2%となっています。



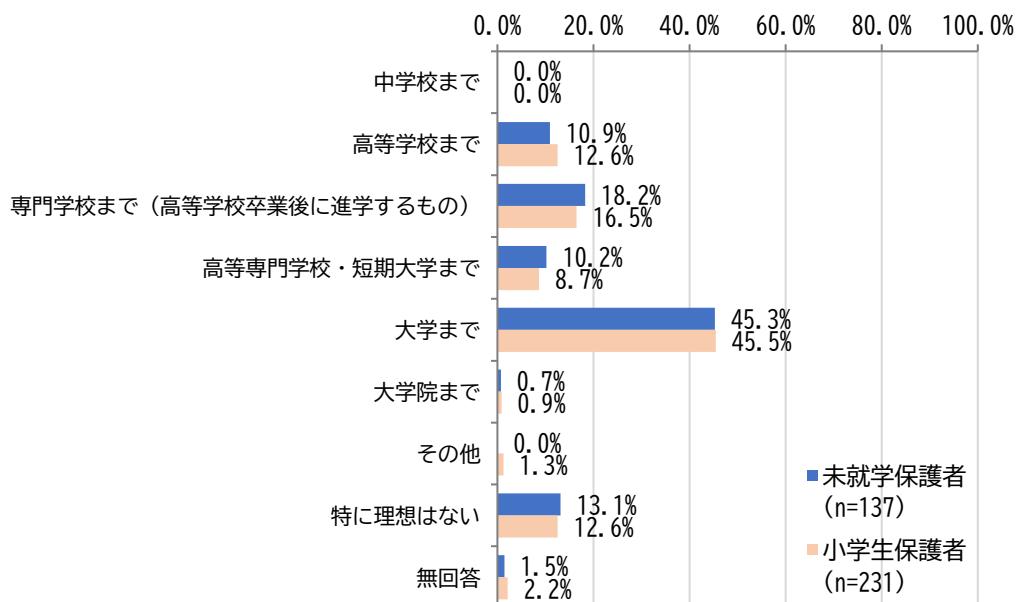
### ③ 仕事と子育てを両立させる上で大変だと感じること

仕事と子育てを両立させる上で大変だと感じることについては、「特にない」以外では、未就学保護者、小学生保護者のいずれも「自分が病気・けがをしたときや子どもが急に病気になったときに代わりに面倒を見る人がいない」が最も高くなっています。



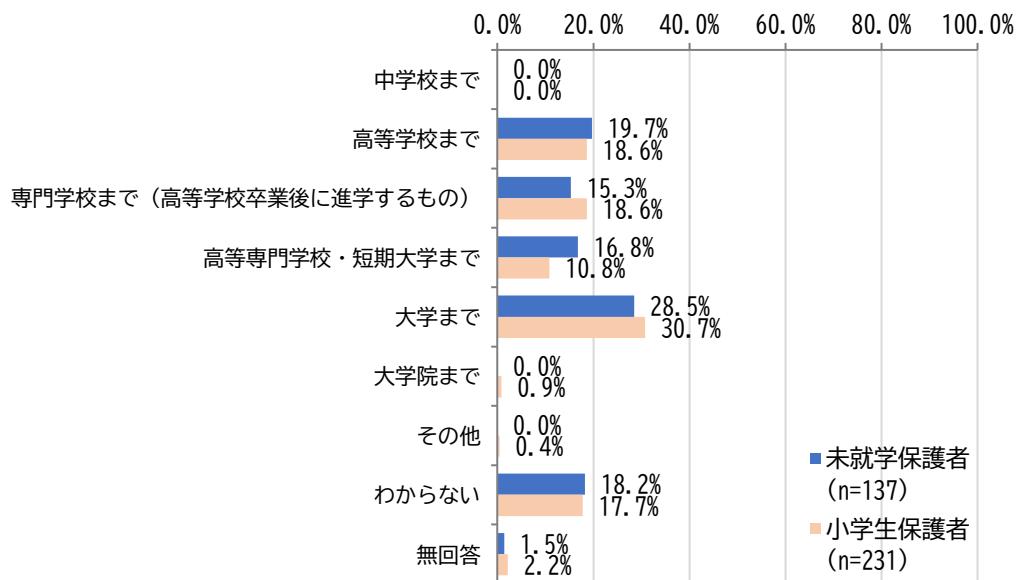
### ④ 理想的な子どもの進路

理想的な子どもの進路については、「大学まで」と回答した割合が未就学保護者45.3%、小学生保護者45.5%で最も高くなっています。



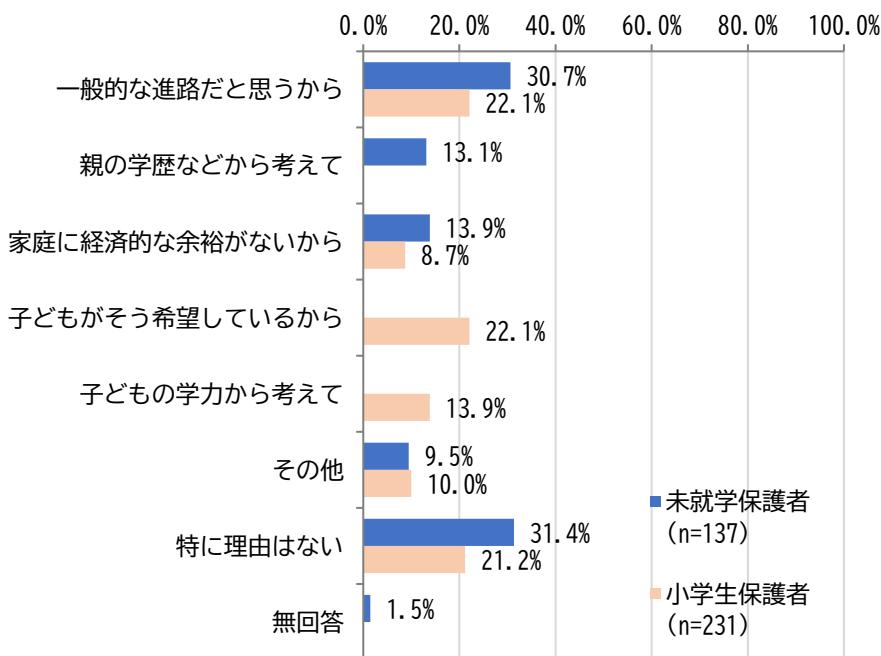
## ⑤ 現実的な子どもの進路

現実的な子どもの進路については、「大学まで」と回答した割合が未就学保護者28.5%、小学生保護者30.7%で最も高くなっています。



## ⑥ 現実的な子どもの進路をそのように思う理由

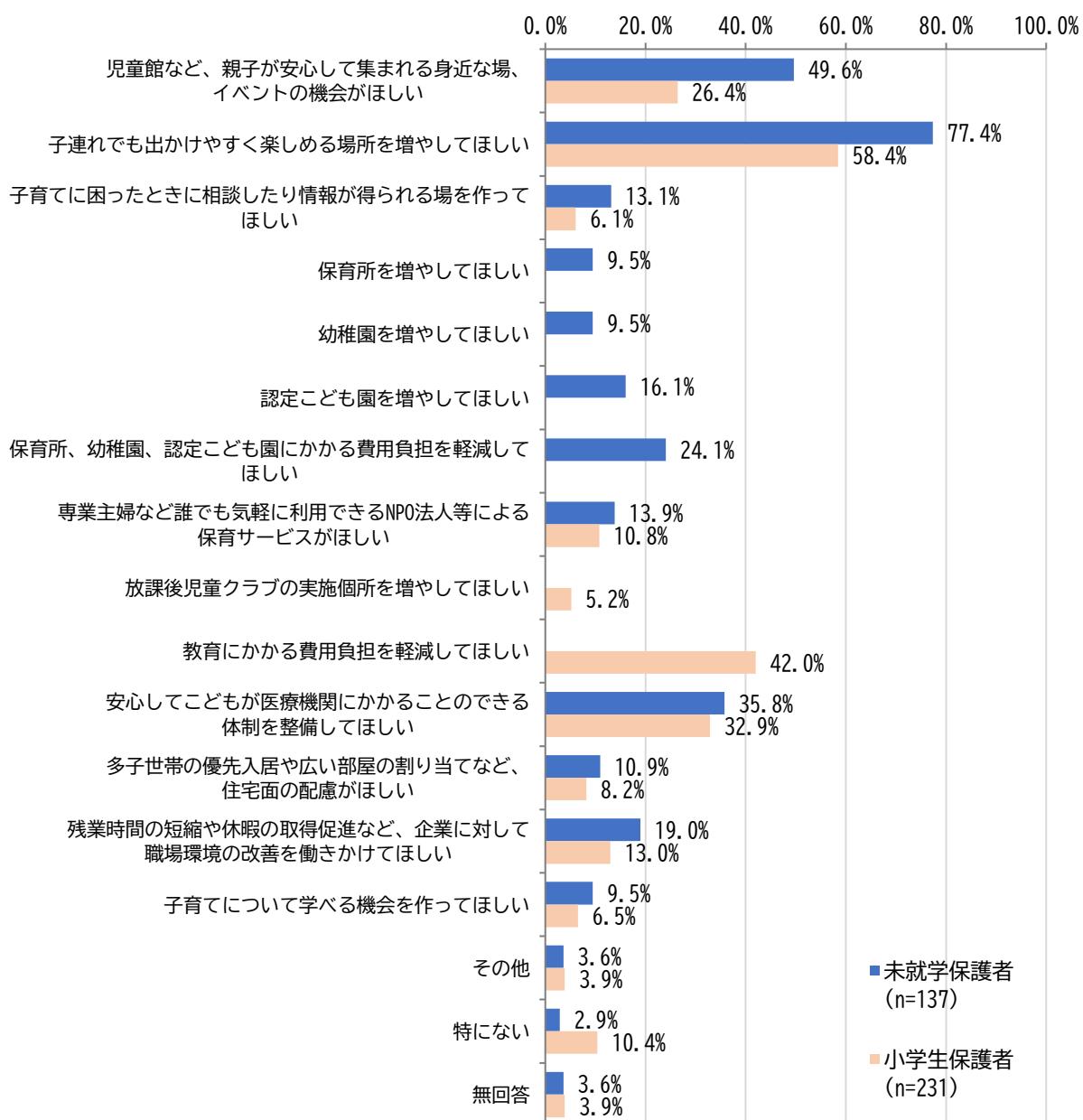
現実的な子どもの進路をそのように思う理由については、「家庭に経済的な余裕がないから」と回答した割合が未就学保護者13.9%、小学生保護者8.7%となっています。



## ⑦ 充実してほしい子育て支援

就学前保護者では、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」が77.4%で最も高く、次いで、「児童館など、親子が安心して集まれる身近な場、イベントの機会がほしい」49.6%、「安心してこどもが医療機関にかかることのできる体制を整備してほしい」35.8%なっています。

小学生保護者では、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」が58.4%で最も高く、次いで、「教育にかかる費用負担を軽減してほしい」42.0%、「安心してこどもが医療機関にかかることのできる体制を整備してほしい」32.9%なっています。



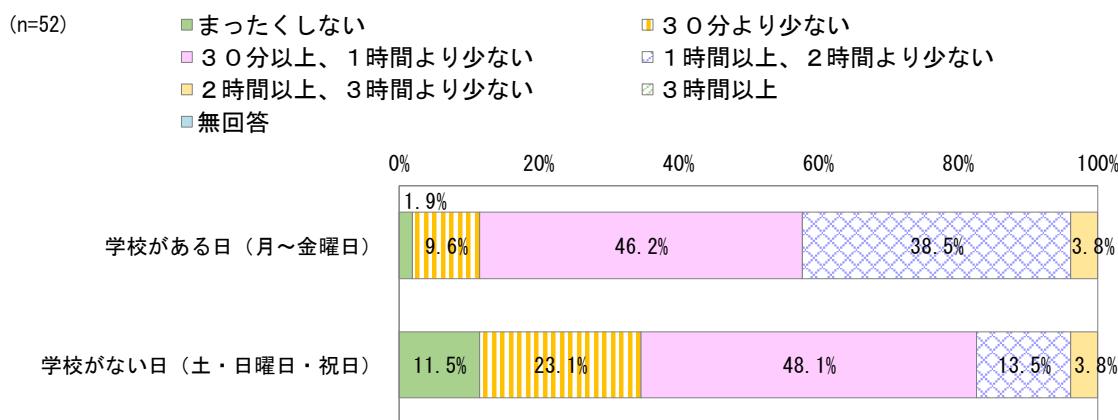
### (3) 小中学生調査の主な結果

#### ① 学校以外の勉強時間

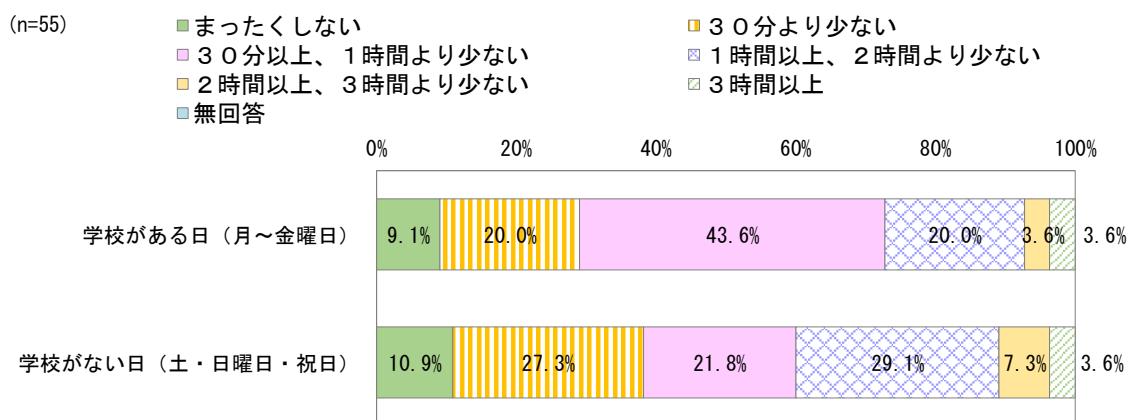
小学5年生では、学校がある日、学校がない日のいずれも「30分以上、1時間より少ない」が最も高くなっています。

中学2年生では、学校がある日は「30分以上、1時間より少ない」が最も高く、学校がない日では「1時間以上、2時間より少ない」が最も高くなっています。

#### 【小学5年生】



#### 【中学2年生】

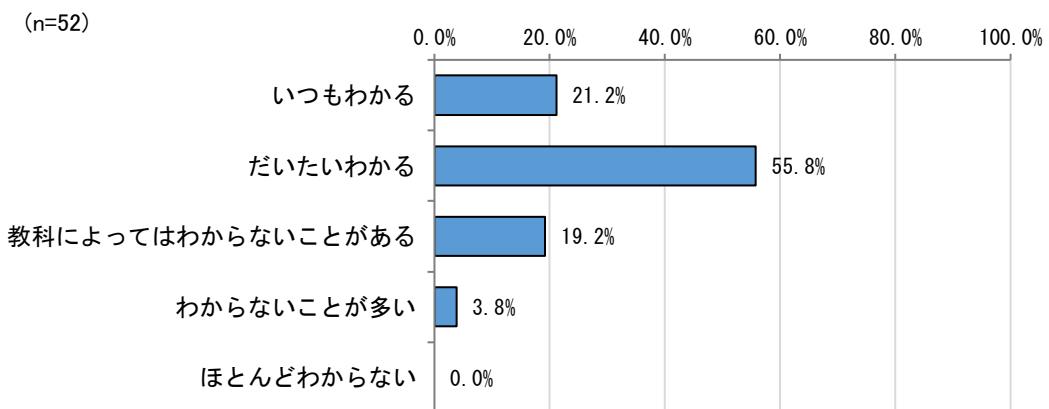


## ② 学校の授業がわかるか

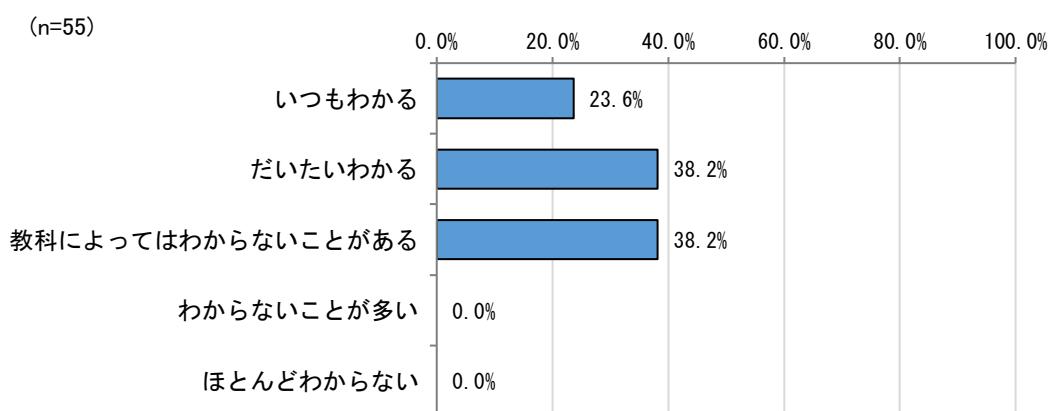
小学5年生では、「だいたいわかる」55.8%が最も高く、次いで「いつもわかる」21.2%、「教科によってはわからないことがある」19.2%となっています。

中学2年生では、「だいたいわかる」、「教科によってはわからないことがある」がいずれも38.2%で最も高く、次いで「いつもわかる」23.6%となっています。

### 【小学5年生】



### 【中学2年生】

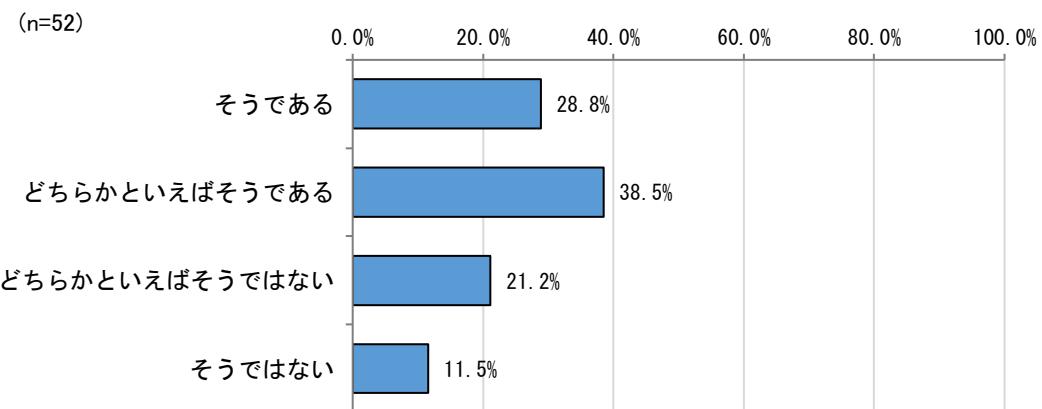


③ ふだん（月曜日～金曜日）、ほぼ同じ時間寝ているか

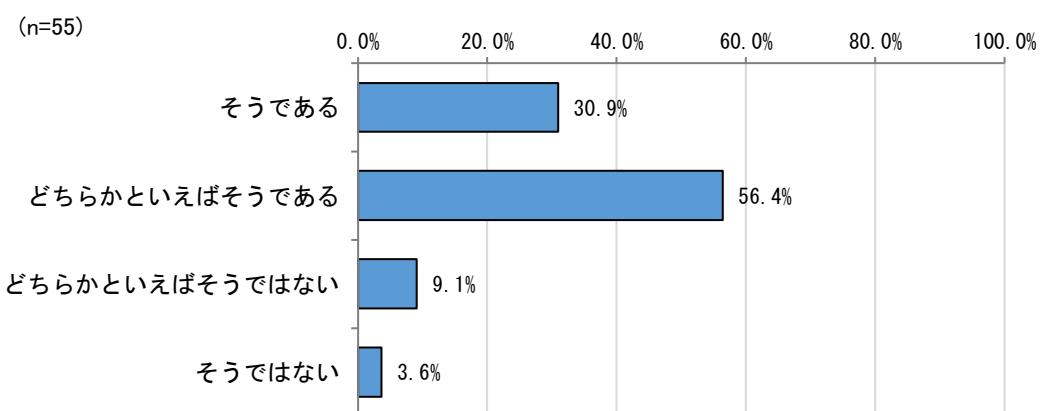
小学5年生では、「そうである」（「そうである」+「どちらかといえばそうである」）と回答した割合は67.3%となっています。

中学2年生では、「そうである」（「そうである」+「どちらかといえばそうである」）と回答した割合は87.3%となっています。

【小学5年生】



【中学2年生】

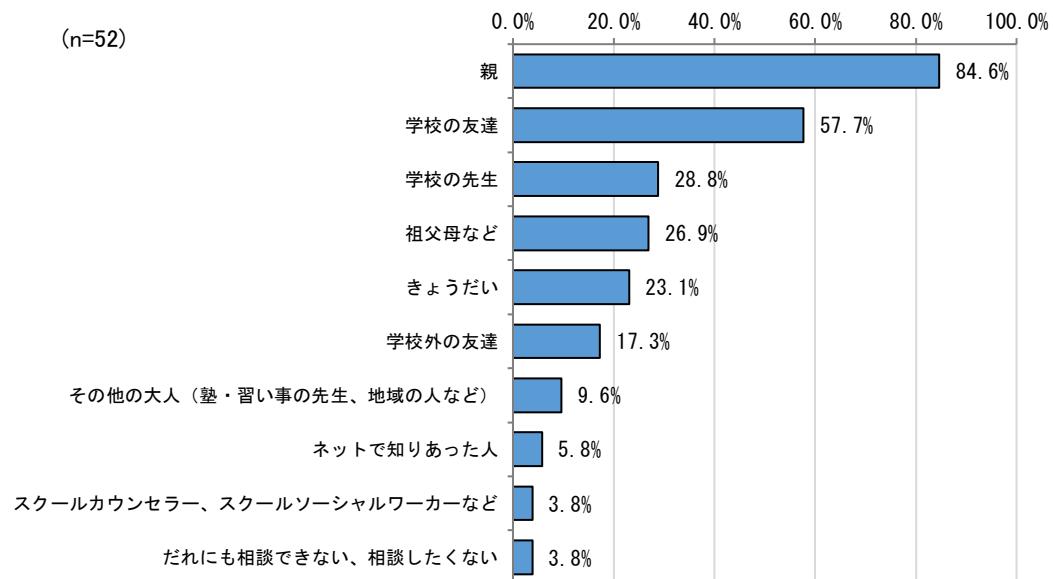


#### ④ 困りごとや悩みごとを相談できる相手

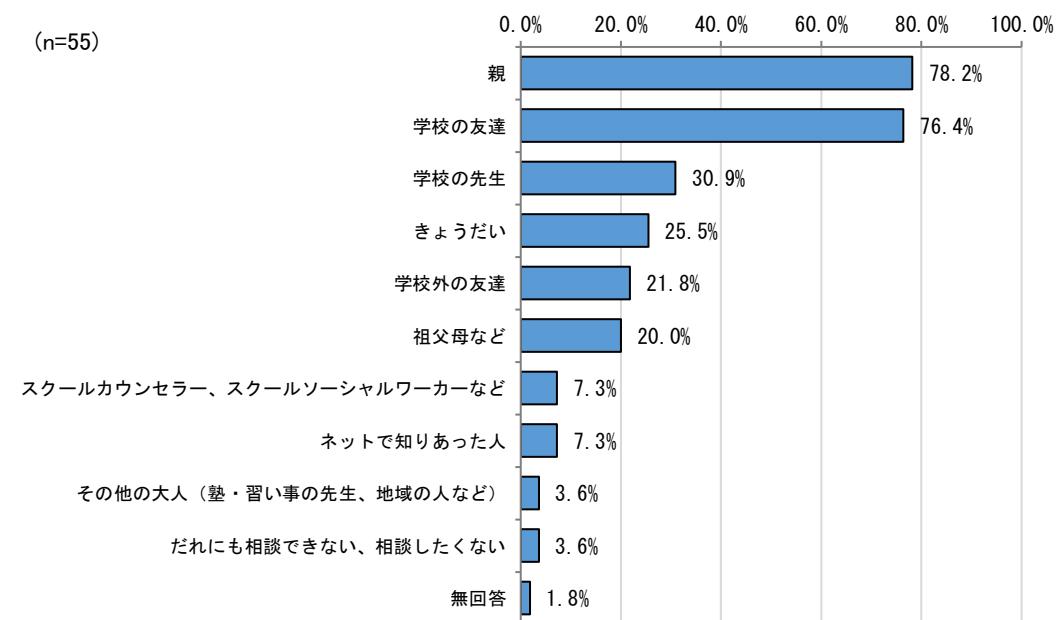
小学5年生では、「親」84.6%が最も高く、次いで「学校の友達」57.7%、「学校の先生」28.8%となっています。また、「だれにも相談できない、相談したくない」は3.8%となっています。

中学2年生では、「親」78.2%が最も高く、次いで「学校の友達」76.4%、「学校の先生」30.9%となっている。また、「だれにも相談できない、相談したくない」は3.6%となっています。

##### 【小学5年生】



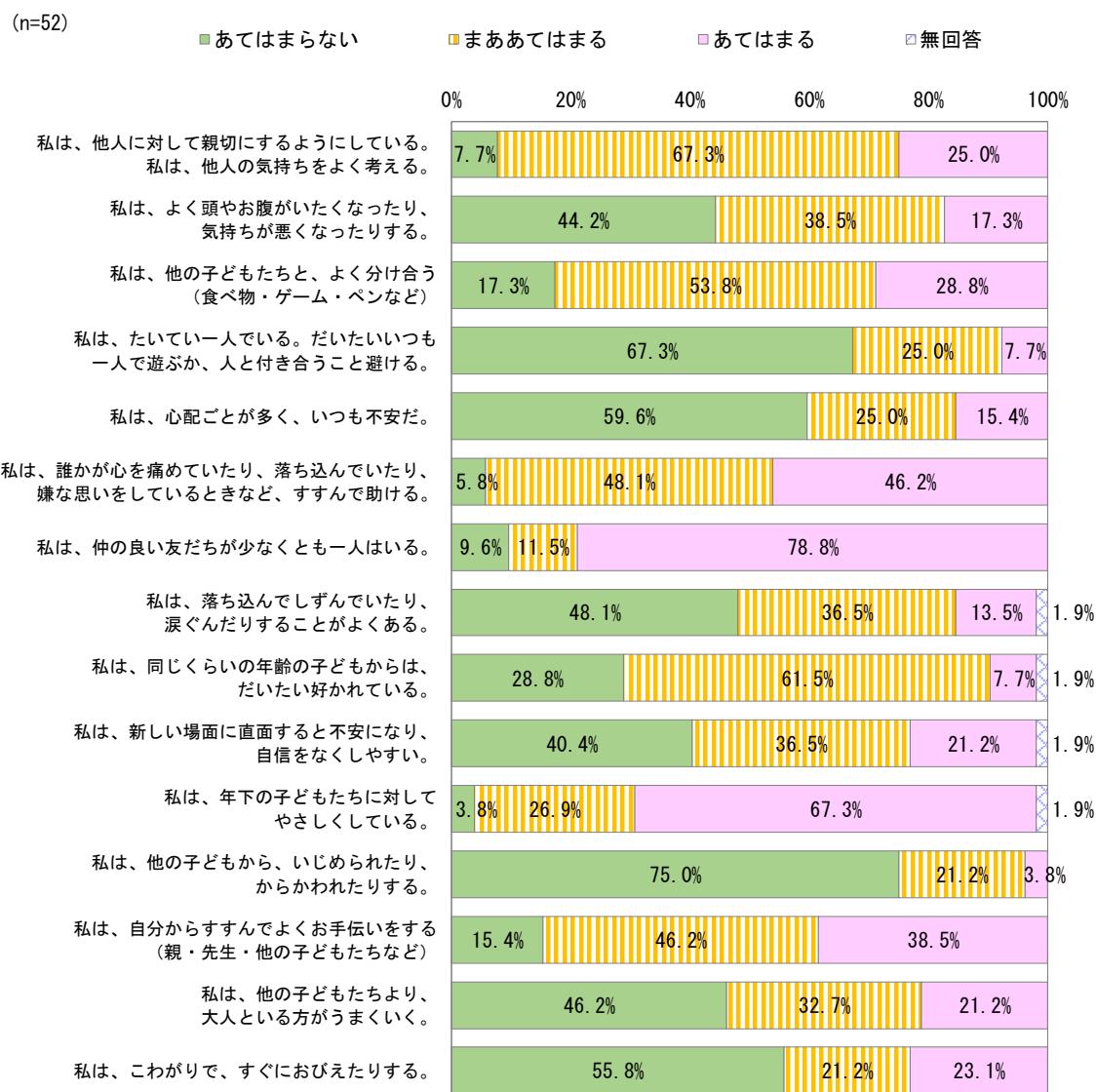
##### 【中学2年生】



## ⑤ 自分のことについて

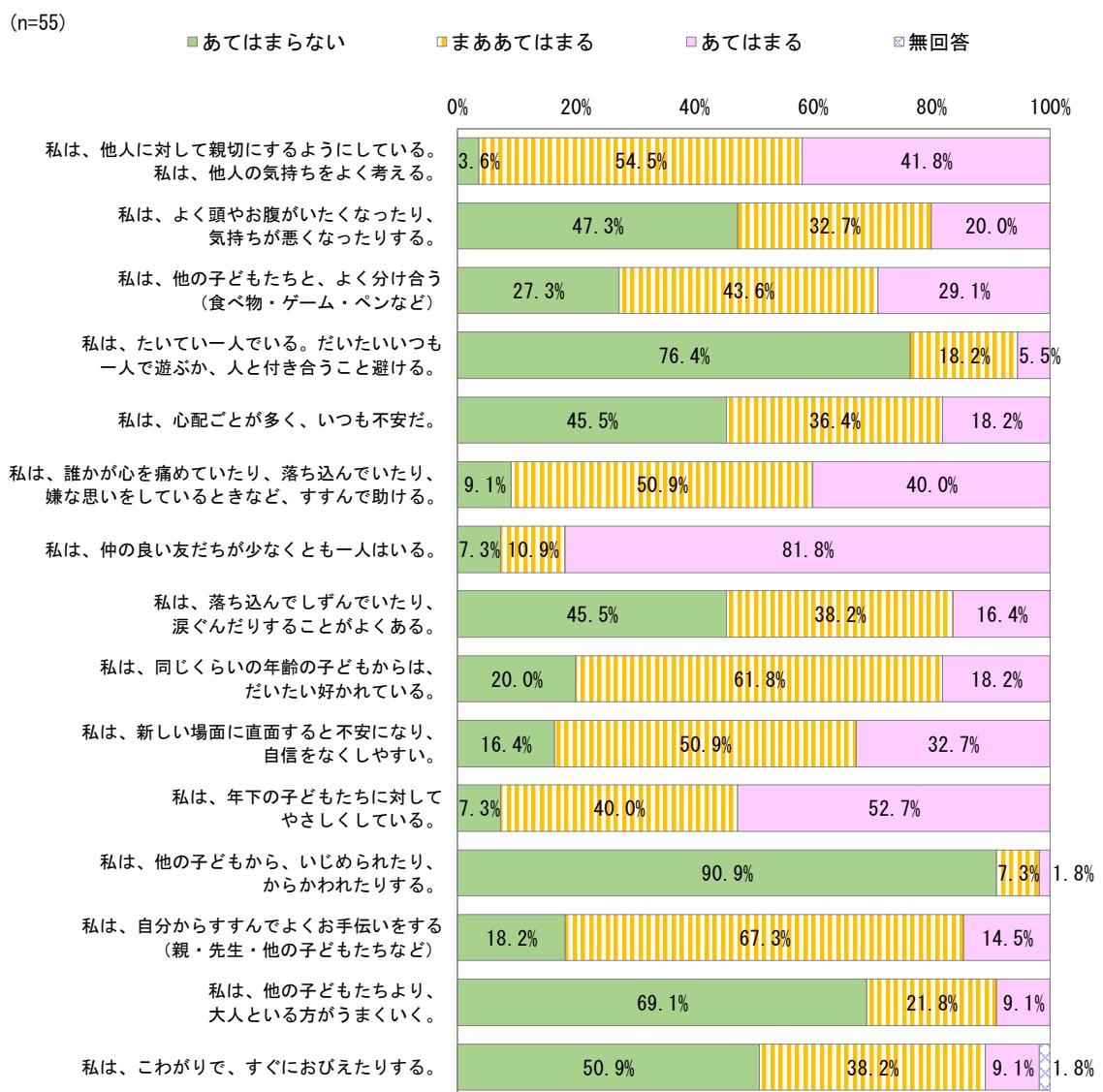
小学5年生では、「あてはまる」（「まああてはまる」+「あてはまる」）と回答した割合は「私は、誰かが心を痛めていたり、落ち込んでいたり、嫌な思いをしているときなど、すすんで助ける。」94.3%が最も高く、次いで「私は、年下のこどもたちに対してやさしくしている。」94.2%、「私は、他人に対して親切にするようにしている。私は、他人の気持ちをよく考える。」92.3%となっています。一方、「あてはまらない」では「私は、他のこどもから、いじめられたり、からかわれたりする」75.0%が最も高くなっています。

### 【小学5年生】



中学2年生では、「あてはまる」（「まああてはまる」+「あてはまる」）と回答した割合は「私は、他人に対して親切にするようにしている。私は、他人の気持ちをよく考える。」96.3%が最も高く、次いで「私は、仲の良い友だちが少なくとも一人はいる。」、「私は、年下のこどもたちに対してやさしくしている。」がいずれも92.7%、「私は、誰かが心を痛めたり、落ち込んでいたり、嫌な思いをしているときなど、すすんで助ける。」90.9%となっています。一方、「あてはまらない」では「私は、他のこどもから、いじめられたり、からかわれたりする」90.9%が最も高くなっています。

### 【中学2年生】

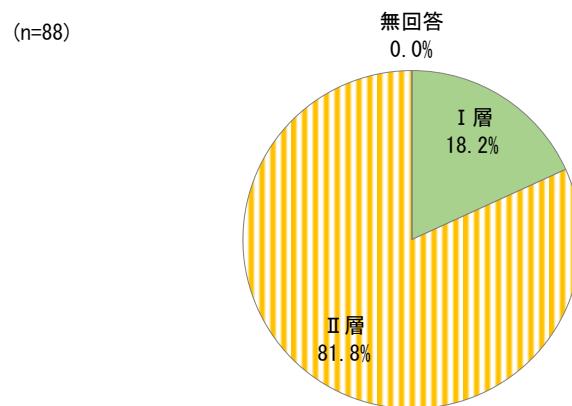


#### (4) 小中学生保護者調査の主な結果

※令和5年度に鹿児島県が実施した「かごしま子ども調査」において、内閣府の調査報告書の手法を参考に、調査の世帯全員のおおよその年間収入の回答から、家族の人数を踏まえて「等価世帯収入」（世帯収入の回答選択肢の中央値をとり、同居家族の人数の平方根をとったもので除す）を算出しており、等価世帯収入の「中央値の2分の1」の額を貧困線（118.75万円）としています。本調査において、同線を下回る層をI層（それ以外をII層）とし、分類して掲載しています。

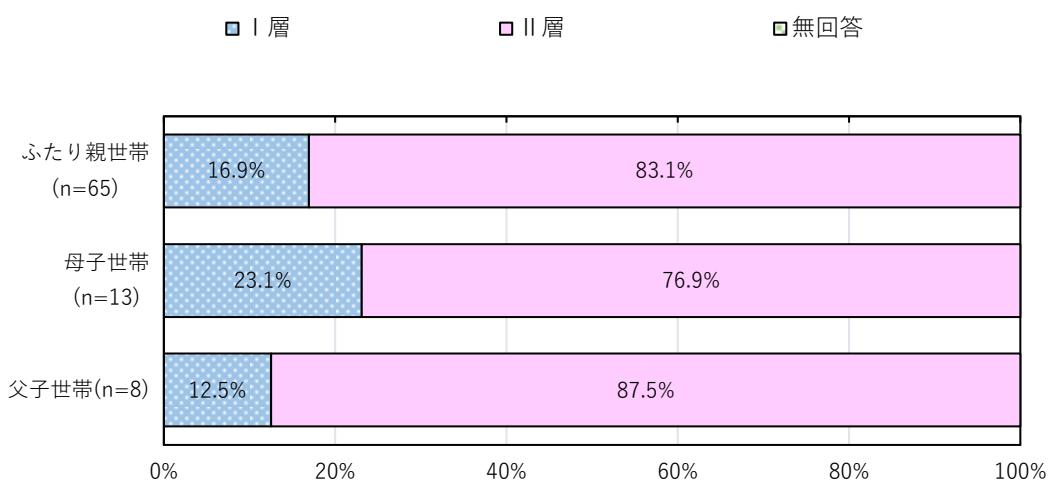
##### ① 貧困線を下回る世帯の割合

貧困線を下回るI層の割合は18.2%となっています。



##### ② 世帯別の状況

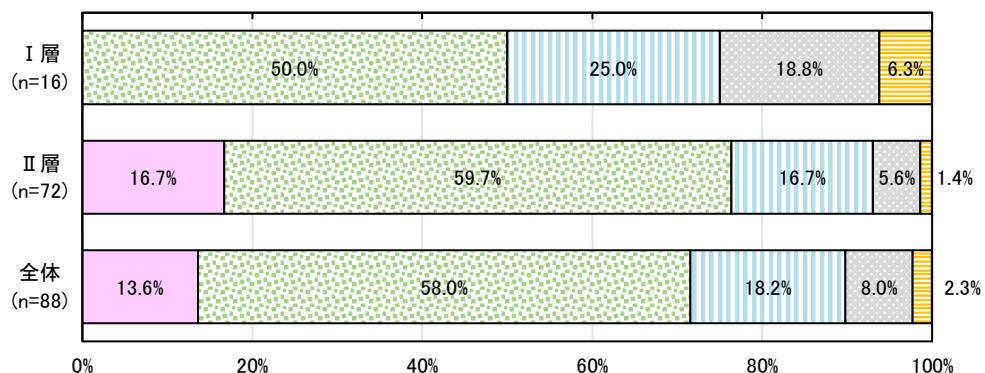
貧困線を下回るI層の割合は、ふたり親世帯16.9%、母子世帯23.1%、父子世帯12.5%となっています。



### ③ 現在の暮らしの状況

「苦しい」（「苦しい」と「大変苦しい」の合計）と回答した割合は、I層が43.8%で、II層と比較し21.5ポイント高くなっています。

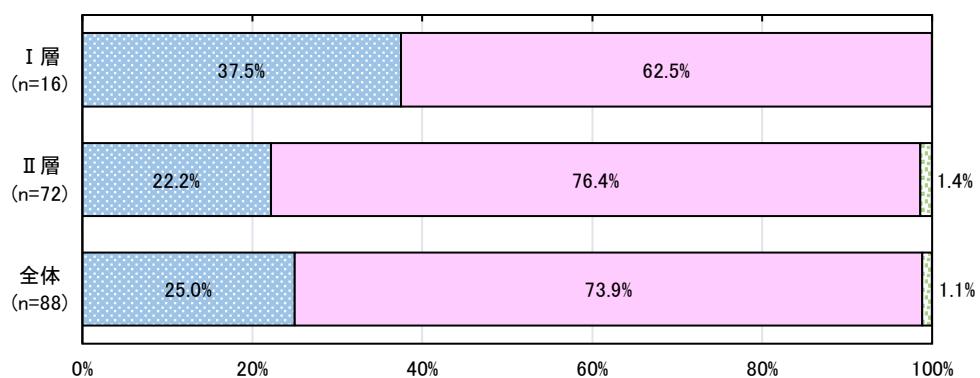
□大変ゆとりがある □ゆとりがある □ふつう □苦しい □大変苦しい □無回答



### ④ 経済的な理由により、子どもの学習意欲に応えられなかつたことがあるか

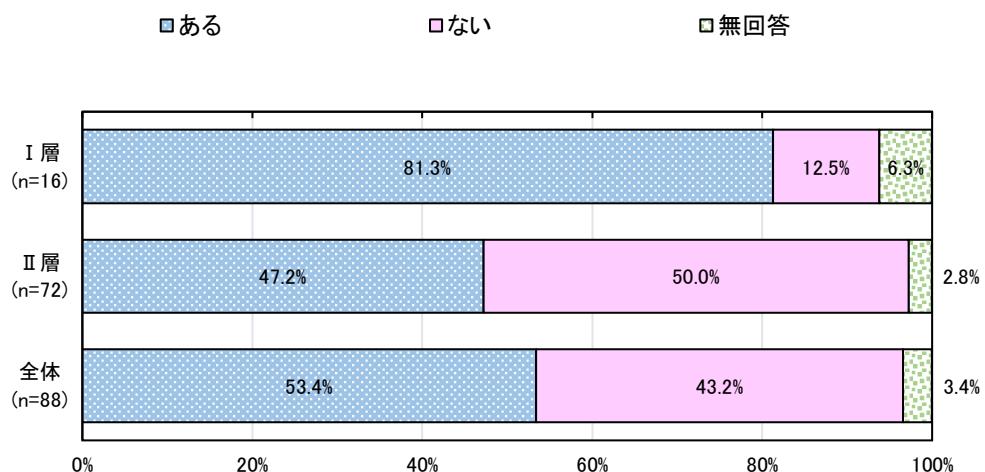
「ある」と回答した割合は、I層が37.5%で、II層と比較し15.3ポイント高くなっています。

□ある □ない □無回答



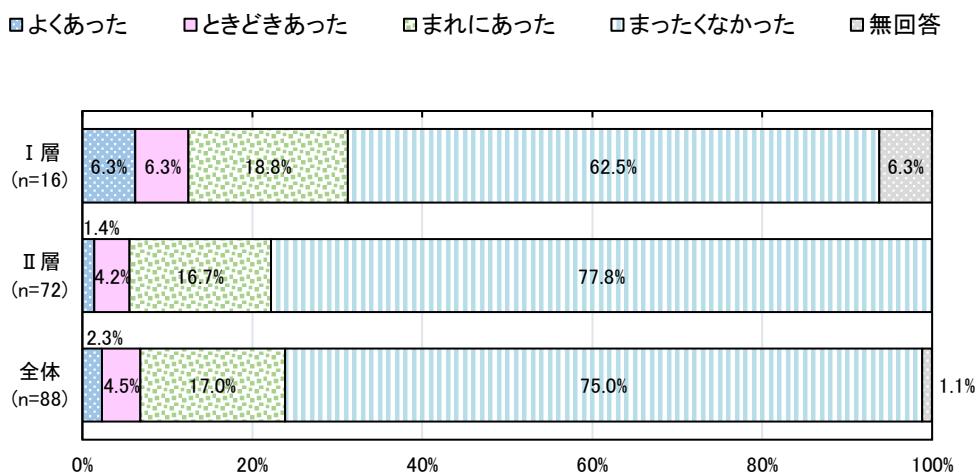
⑤ 経済的な理由により、子どもの進路に不安をいだいたことがあるか

「ある」と回答した割合は、I層が81.3%で、II層と比較し34.1ポイント高くなっています。



⑥ 家族が必要とする衣服が買えないことがあったか

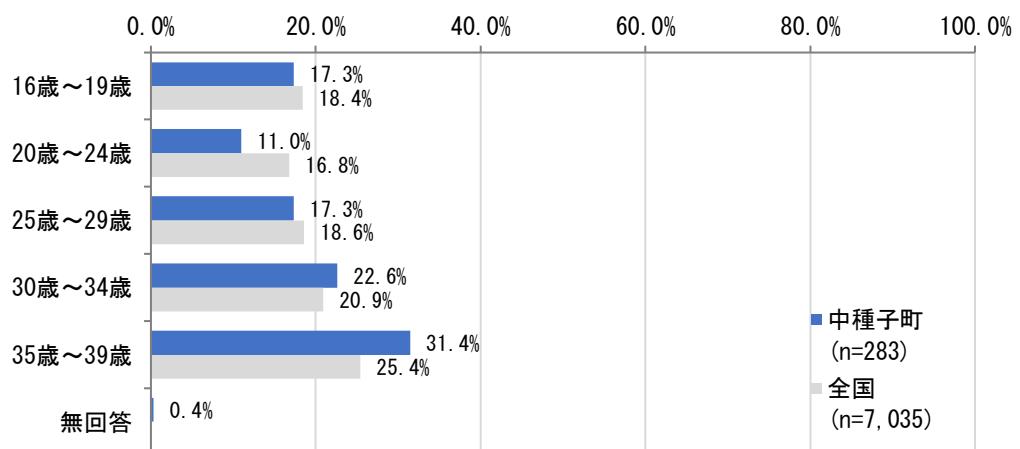
「あった」（「よくあった」と「ときどきあった」の合計）と回答した割合は、I層が12.6%で、II層と比較し7.0ポイント高くなっています。



## (5) こども・若者調査の主な結果

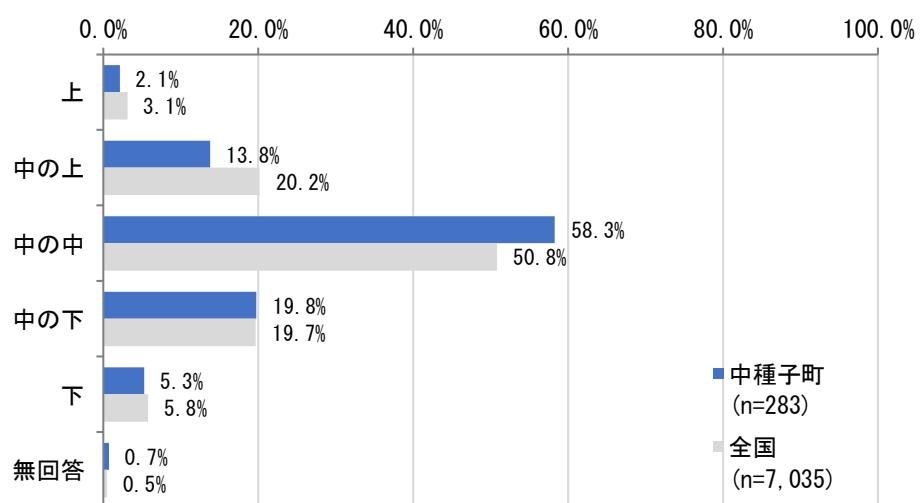
### ① 回答者の年齢

年齢については、「35歳～39歳」31.4%が最も高く、次いで「30歳～34歳」22.6%、「16歳～19歳」、「25歳～29歳」がいずれも17.3%となっています。



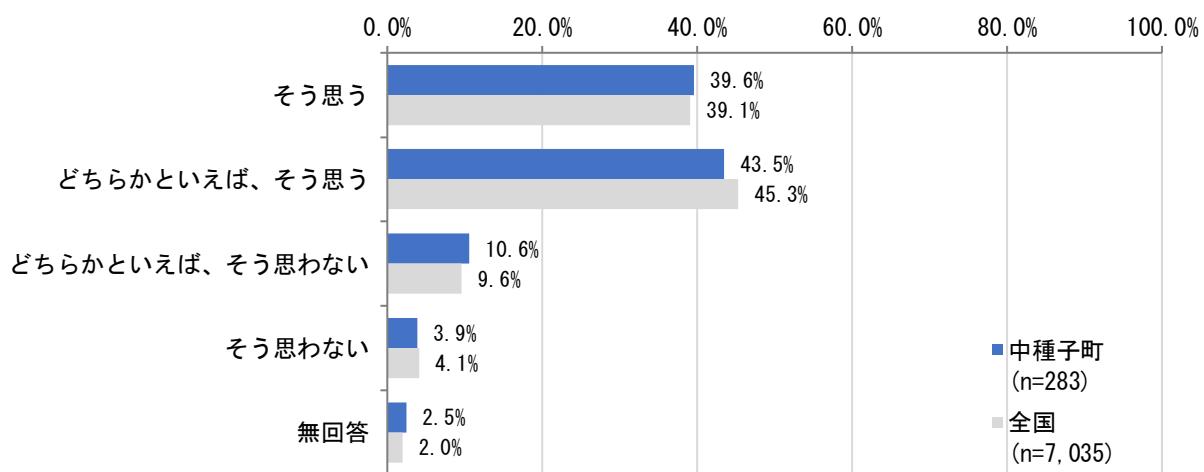
### ② 世間一般と比べた暮らし向き

暮らし向きが世間一般と比べてどうであるかについては、「上」、「中の上」と回答した割合の合計が15.9%で、全国結果と比較して7.4ポイント下回っています。



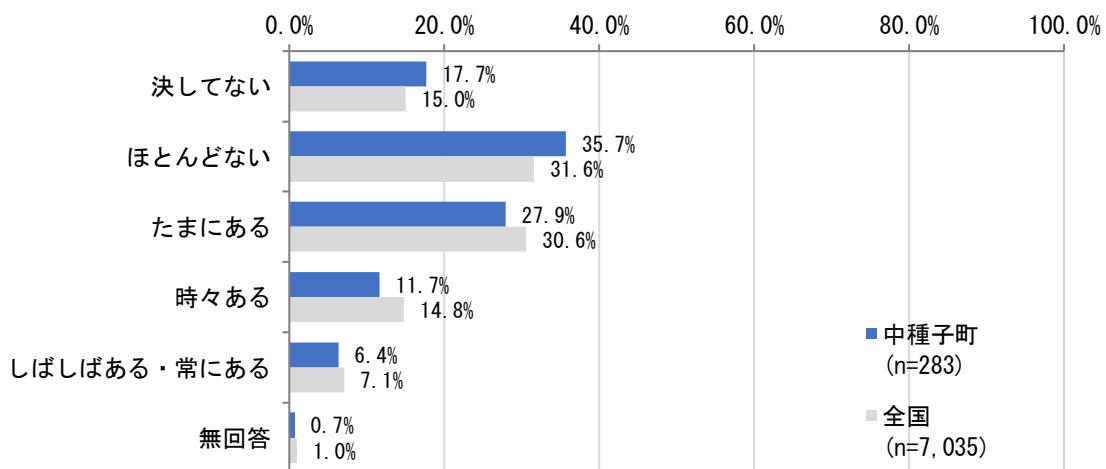
### ③ 現在の幸福度

現在自分が幸せであると感じているかについて、「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と回答した割合の合計が83.1%で、全国結果とほぼ同様となっています。



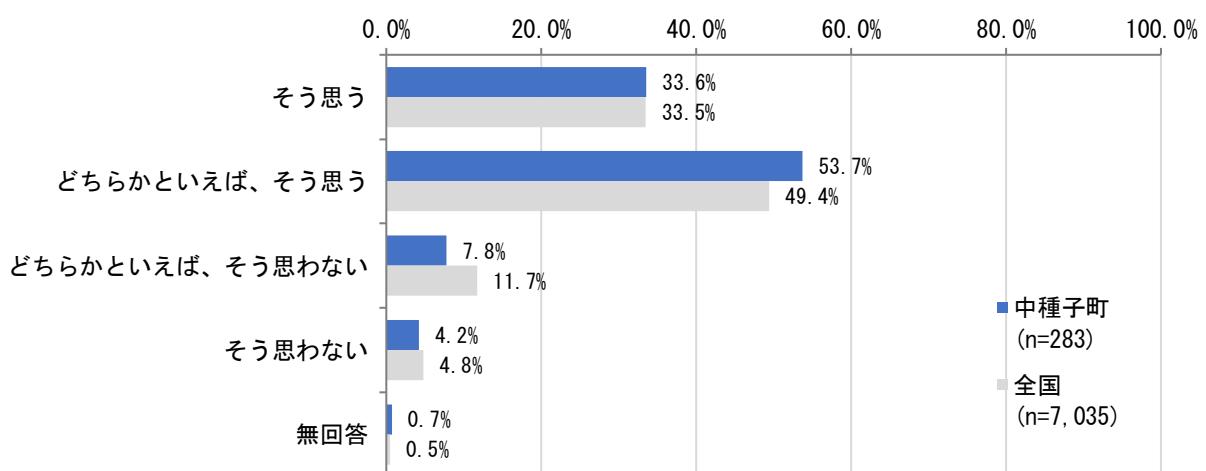
### ④ どの程度、孤独であると感じるか

どの程度、孤独であると感じることがあるかについて、「たまにある」、「時々ある」、「しばしばある・常にある」と回答した割合の合計が46.0%で、全国結果と比較して6.5ポイント下回っています。



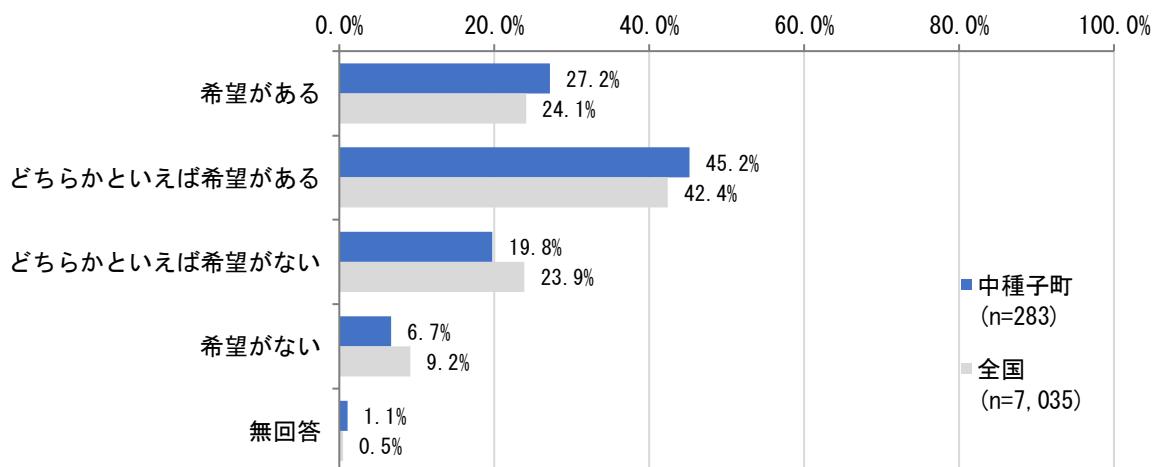
## ⑤ 社会のために役立つことをしたいと思うか

社会のために役立つことをしたいかについて、「そう思う」、「どちらかといえば、そう思う」と回答した割合の合計が87.3%で、全国結果を4.4ポイント上回っています。



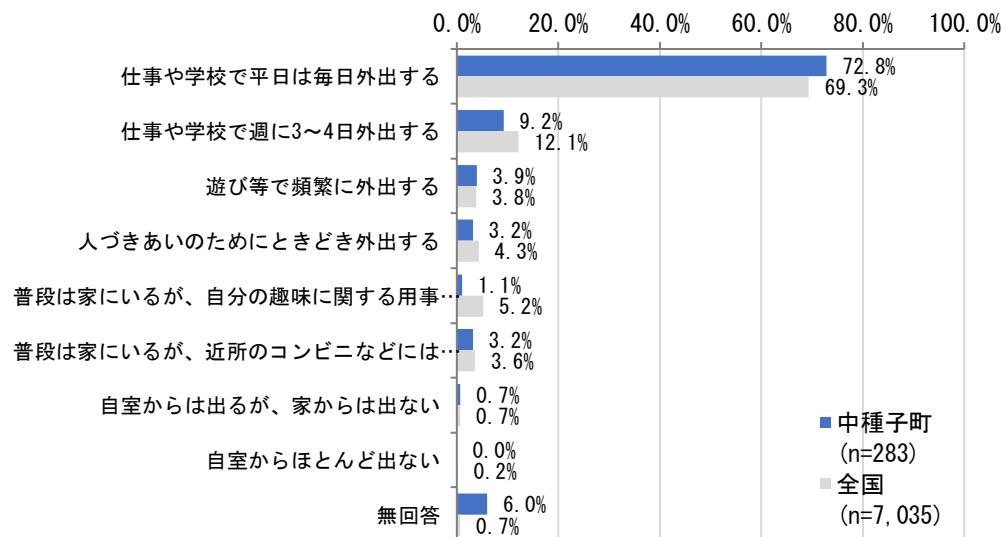
## ⑥ 自分の将来について明るい希望をもっているか

自分の将来について明るい希望をもっているかについて、「希望がある」、「どちらかといえば希望がある」と回答した割合の合計が72.4%で、全国結果を5.9ポイント上回っています。



## ⑦ 普段の外出頻度

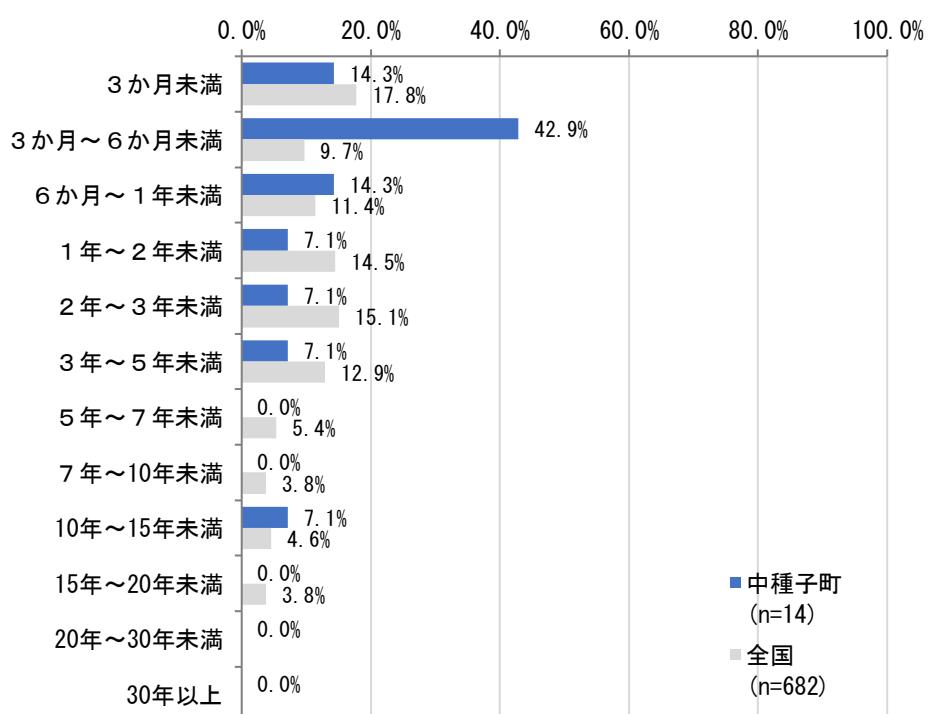
普段どのくらい外出するかについて、「仕事や学校で平日は毎日外出する」72.8%が最も高く、次いで「仕事や学校で週に3~4日外出する」9.2%となっています。



「普段は家にいるが、自分の趣味に関する用事のときだけ外出する」、「普段は家にいるが、近所のコンビニなどには出かける」、「自室からは出るが、家からはほとんど出ない」、「自室からほとんど出ない」と回答した方への質問

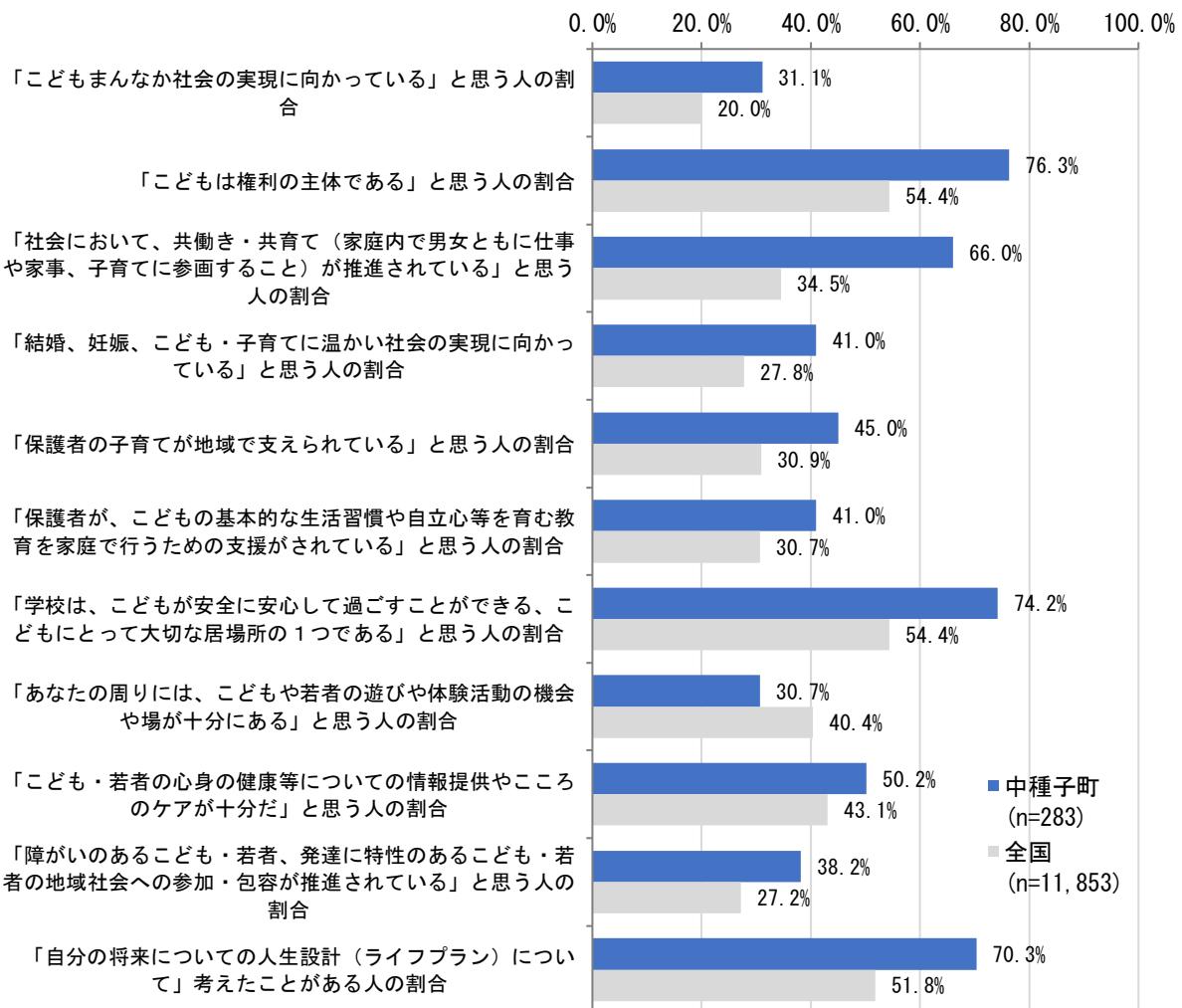
## ⑧ 外出状況が現在の状態となってからの経過期間

「3か月～6か月未満」42.9%が最も高く、次いで「3か月未満」、「6か月～1年未満」がいずれも14.3%となっています。



## ⑨ こども大綱で設定されている数値目標に関する調査結果

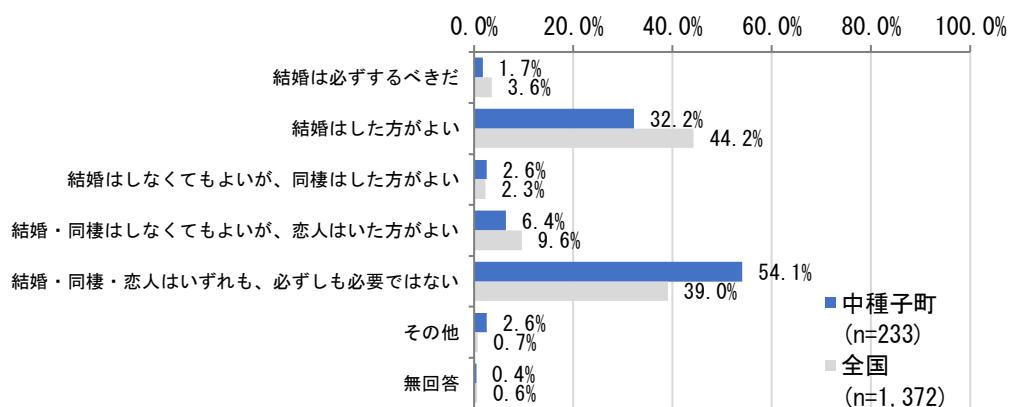
「あなたの周りには、こどもや若者の遊びや体験活動の機会や場が十分にあると思う人の割合」を除き、他の項目において全国結果を上回っています。



## ⑩ 結婚や同棲の必要性に対する考え方

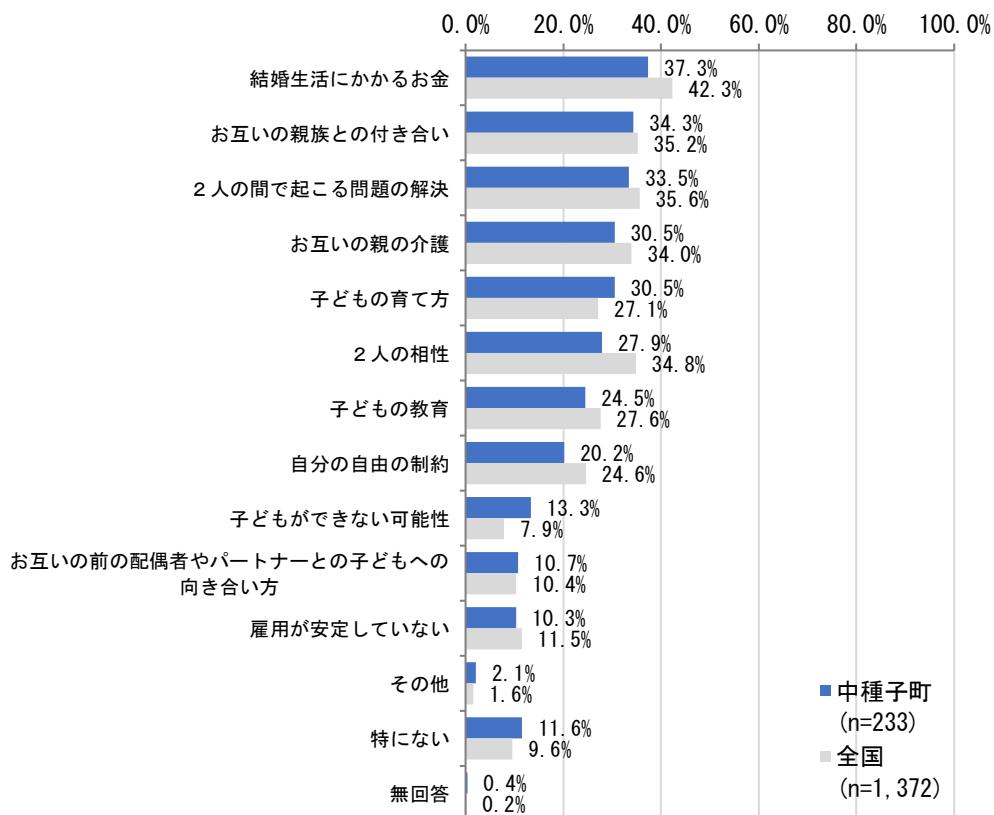
「結婚・同棲・恋人はいずれも、必ずしも必要ではない」が 54.1%で最も高くなっています。全国結果と比較し、15.1 ポイント上回っています。

「結婚はした方がよい」が 32.2%で、全国結果と比較し、12.0 ポイント下回っており、結婚や同棲に対して必要性を感じていない割合が高い結果となっています。



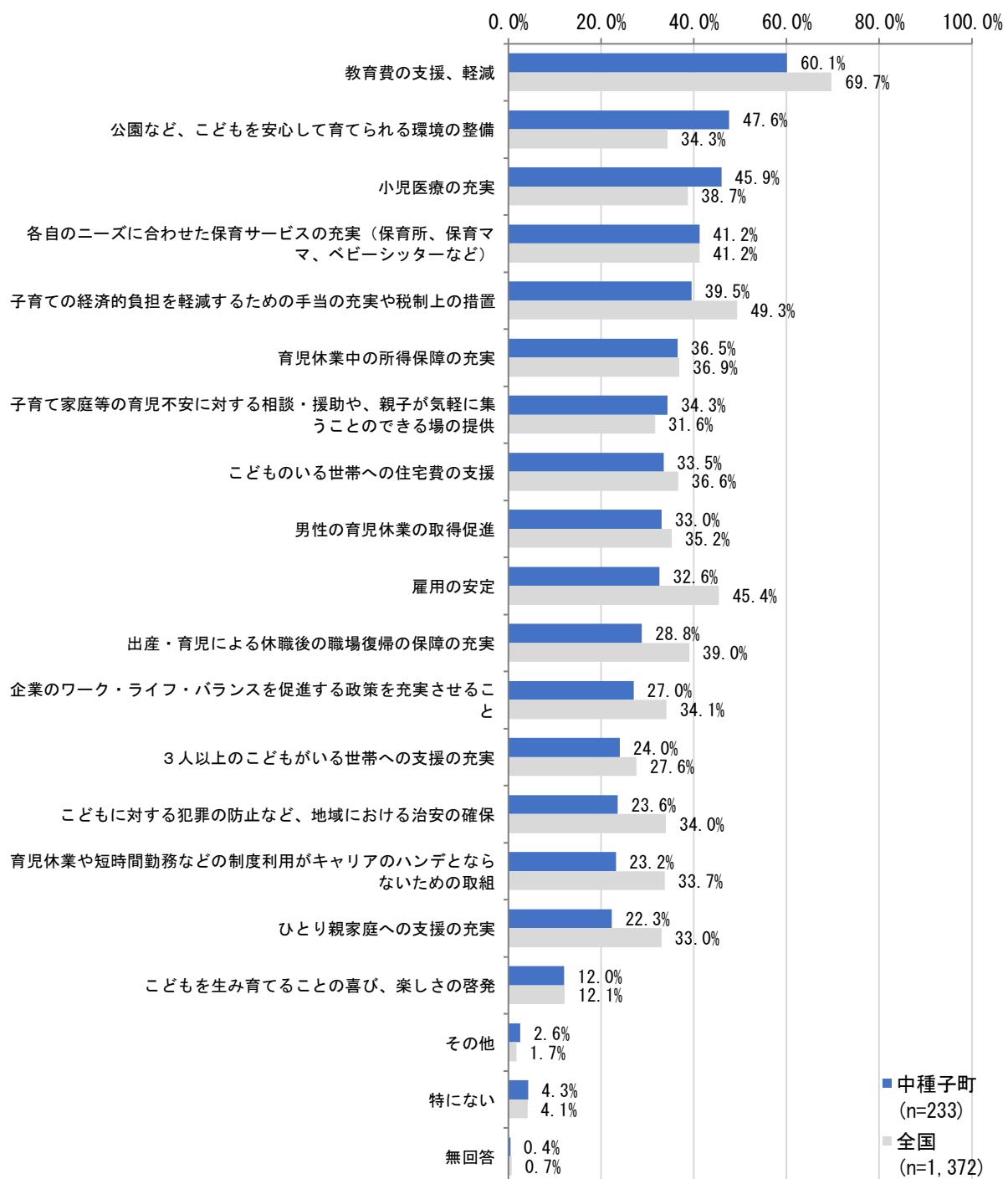
## ⑪ 結婚生活について不安に感じること

結婚生活について不安に感じることについては、「結婚生活にかかるお金」37.3%が最も高く、次いで「お互いの親族との付き合い」34.3%、「2人の間で起こる問題の解決」33.5%となっています。



## ⑫ 育児を支援する施策として何が重要だと思うか

育児を支援する施策として重要だと思うものについては、「教育費の支援、軽減」60.1%が最も高く、次いで「公園など、こどもを安心して育てられる環境の整備」47.6%、「小児医療の充実」45.9%となっています。



### 3 本町における課題

こども・若者に関するデータ及び各種アンケート調査の結果等から、本町における主な課題を抽出しました。

#### (1) 少子化対策

本町の出生数は減少傾向で推移しており、令和5年度は27人となっています。合計特殊出生率は、国や県より高い値ではあるものの平成30年から令和4年までの平均が1.99となっており、令和7年度以降の少子化の進行は進むものと予想され、将来的な園児数や児童生徒数の減少が懸念されます。

少子化の背景には、未婚・晩婚化、経済的な不安定さ、男女の仕事と子育ての両立の難しさ、家事・子育ての負担が女性に偏っている状況、出会いの機会の減少、若者の人口流出など、様々な要因が複雑に絡み合っています。対策は容易ではありませんが、結婚や出産、子育てに関する一人一人の希望がかなえられるよう取り組む必要があります。

#### (2) 子育て環境や支援の満足度

本町の子育ての環境や支援に「満足」と回答した人の割合は、就学前児童保護者23.4%、小学生保護者20.3%なのに対して、「満足していない」と答えた人の割合は、就学前児童保護者28.5%、小学生保護者24.2%となっています。

町に求める子育て支援策としては、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」、「安心してこどもが医療機関にかかる体制を整備してほしい」と回答した割合が高くなっています。

満足度の向上を目指して、こどもや子育て世帯への支援を総合的に充実させていく必要があります。

#### (3) 相談支援体制の充実

子育てをする上で、気軽に相談できる人や場所が「いる/ある」と回答した割合は、就学前児童保護者90.5%、小学生保護者89.6%となっています。その一方で、「いない/ない」と回答した割合は、就学前児童保護者7.3%、小学生保護者7.8%となっています。

こども若者調査では、孤独であると感じることが「しばしばある・常にある」と回答した割合が6.4%となっています。また、ひきこもり状態にあると思われる割合は2.1%となっています。

困りごとが起こった時に、相談できる人がいない保護者や孤独を感じている人を相談支援に確実につなげていく必要があります。また、身近に相談できる人がいる場合でも、その人たちとのつながりが絶たれた場合を考慮し、相談窓口の受け皿を準備しておくことも重要です。

#### (4) 幼児期までの子どもの育ちの支援

国の「幼児期までの子どもの育ちに係る基本的なビジョン」にあるとおり、乳幼児期は、子どもの生涯にわたるウェルビーイングの基礎を培い、人生の確かなスタートを切るために最も重要な時期です。全ての子どもが質の高い幼児教育・保育を受けることができるよう取り組む必要があります。

#### (5) 妊娠前から子育て期までの切れ目のない支援

核家族化の進展、地域のつながりの希薄化など、家庭を取り巻く環境が変化する中で、祖父母や近所の人から子育て等に関する助言や支援を受けることが難しくなっています。

「こども家庭センター りんく」を中心として、関係機関の連携のもと、妊娠前から子育て期まで切れ目なく相談支援を行い、全ての人が安心して妊娠・出産・子育てができるよう取り組む必要があります。

#### (6) 仕事と子育ての両立支援

仕事と子育てを両立させる上で大変だと感じることについては、「自分が病気・けがをした時や子どもが急に病気になった時に代わりに面倒をみる人がいない」が就学前児童保護者46.7%、小学生保護者31.6%で最も高くなっています。

核家族世帯、共働き世帯が増加し、仕事等の理由で、子どもを自宅でみることのできない場面が増えています。家事・育児の負担が、依然として女性に偏っている現状も踏まえ、一時預かりや病児・病後児保育など、保護者の実態とニーズに合わせた一時的保育等関連サービスの充実に取り組む必要があります。

#### (7) ひとり親家庭への支援

令和5年度に鹿児島県が実施したかごしま子ども調査によると、貧困の課題を抱えていると思われる世帯「(等価世帯収入の)中央値の2分の1未満の世帯」の割合は、母子世帯においては46.2%と非常に高くなっています。仕事と子育てを一手に担わざるを得ないひとり親家庭は、いわゆる「時間の貧困」にも陥りやすいと言われています。それぞれの世帯に寄り添った相談支援を行い、生活支援や就労支援等、最適な支援につなげていく必要があります。

#### (8) 出会いや結婚への支援

子ども若者調査では、「結婚はした方がよい」が32.2%で、全国結果と比較し、12.0ポイント下回っており、結婚や同棲に対して必要性を感じていない方が多い結果となっています。

結婚生活について不安に感じることについては、「結婚生活にかかるお金」が37.3%で最も高くなっています。

若者が自らの結婚に関する希望をかなえることができるよう、出会いや結婚への支援をより推進していく必要があります。

### (9) こどもの貧困対策

令和5年度に鹿児島県が実施したかごしま子ども調査によれば、貧困の課題を抱えていると思われる世帯の割合は、全体で12.6%、母子世帯においては46.2%となっています。家庭の経済状況は、こどもの進路選択や家庭環境にも影響を及ぼしている可能性があります。調査結果では、世帯の収入の水準が低くなると、こどもの学習意欲に応えられなかつたこと経験やこどもの進路に不安をいたいた経験が高くなっています。

貧困と、その次世代への連鎖を断ち切るため、教育の支援や生活の安定のための支援に取り組む必要があります。

### (10) 障がい児等への支援

国が2014年に批准した「障害者の権利に関する条約」やこども基本法の理念を踏まえ、障がいのあるこども・若者や発達に特性のあるこども・若者について、それぞれの特性や状況に応じた支援を行うとともに、特別な支援を要することもと他のこどもが一緒に教育・保育を受けることができる、インクルーシブ教育・保育の体制づくりを推進していく必要があります。

障がい児等への支援を推進することによって、「障がいのあるこども・若者、発達に特性のあるこども・若者の地域社会への参加・包容が推進されている」と思う人の割合（現状値は38.2%）を高めていく必要があります。

### (11) こども・若者や子育て世帯の意見反映

こども基本法において、こどもの意見表明権と意見の尊重は基本理念とされており、地方公共団体は、こどもに関する施策を策定・実施・評価する際には、当事者であるこども・若者や子育て世帯の声を聴き、反映させることが義務付けられています。様々な機会を捉えて、こどもの意見を聴取し、聴取した意見を施策に反映することが重要です。

「こどもまんなか社会の実現に向かっている」と回答した割合は、31.1%と低くなっています。こどもまんなか社会の実現に向けて、こどもの意見表明権について、広く周知・啓発に努めていく必要があります。

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

将来を担うこども・若者は社会の希望であり、未来をつくる存在です。こども・若者の健やかな育ちと子育てを支えることは、一人一人のこどもや若者、子育て当事者の幸せにつながり、また、地域社会にとっても推進すべき取組となっています。

近年、経済的な問題や家族関係の問題などで、こども・若者の健全な成長や安心・安全な暮らしを妨げられることがあります。そうした場合に、地域が手を差し伸べ、必要な支援へつなげることで、自立した生活を送ることができます。

こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」の実現に向け、こども・若者や子育て当事者に寄り添い、ともに進んでいくことで、こどもや若者が夢と希望をもって、健やかに安心して暮らすことのできるまちを目指すため、次の基本理念を掲げます。

#### 【基本理念】

#### 「共につくる 生きがいに満ちた まちづくり」

なお、こども大綱では、こども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現に向けて、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、6本の柱を国におけるこども施策の基本的な方針としています。本計画においても、こども大綱の6本の柱を基本方針とし、それを踏まえ施策を展開します。

- (1) こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- (2) こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聞き、対話しながら、ともに進めていく
- (3) こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- (4) 良好的な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- (5) 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む問題の打破に取り組む
- (6) 施策の総合性を確保するとともに、国、県、近隣市町村、民間団体等との連携を重視する

## 2 基本目標

基本理念の実現に向けて、以下の5つの基本目標を定め、施策の展開を図ります。

### 基本目標1 こどもを生み育てることができるまちづくり

こどもを生みたいときに安心して妊娠・出産できる環境を整備するとともに、幼児期までのこどもの育ちを支える良質な環境づくりを推進し、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児期までのこどもへの教育・保育内容の充実を図ります。

### 基本目標2 こどもが成長できるまちづくり

こどもの最善の利益が尊重されることを基本に、こどもが、夢や志をもち、粘り強く挑戦し、自らの人生を切り拓き、社会に貢献できる人づくりを推進します。

### 基本目標3 若者が活躍できるまちづくり

若者が社会の一員として役割を果たせるよう、関係機関の協力のもと、若者の自立支援等を行うことによって、自らの意思で将来を選択し、活躍できるように支援します。

### 基本目標4 全てのこどもが幸せな状態で成長できるまちづくり

必要なときに必要なサービスを受けることができる体制を確保し、こどもの成長過程全体を通した支援によって、こどもの心身の状況、置かれた環境等にかかわらず、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができるよう推進します。

### 基本目標5 子育て当事者がこどもに向き合えるまちづくり

家庭と社会が、相互に養育力を補完し、高め合うとともに、子育て当事者が、経済的な不安や孤立感、過度な使命感や負担感を抱くことなく、育児と仕事等を両立しながら、健康で、自己肯定感とゆとりをもって、こどもに向き合えるよう、子育てしやすい環境をつくります。

### 3 施策の体系

基本理念	基本目標	具体的な取組
共に生きる 生きがいに満ちた まちづくり	基本目標1 こどもを生み育てることが できるまちづくり (こどもの誕生前から幼児期まで)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 親と子の健康づくりに向けた支援</li> <li>2 乳幼児期の教育・保育の充実</li> <li>3 妊娠・出産や子育てに関する相談・情報 発信体制の充実</li> </ol>
	基本目標2 こどもが成長できるまちづくり (学童期・思春期)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 こどもが安心して過ごし学ぶことの できる質の高い教育の推進</li> <li>2 居場所づくり</li> <li>3 小児医療体制や心身の健康等についての 情報提供</li> <li>4 成年年齢を迎える前に必要となる知識に 関する情報提供や教育</li> </ol>
	基本目標3 若者が活躍できるまちづくり (青年期)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 未来へ踏み出す若者応援</li> <li>2 若者の社会的参加に向けた支援</li> <li>3 出会いや結婚への支援</li> </ol>
	基本目標4 全てのこどもが幸せな状態で 成長できるまちづくり	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 生活に困難を抱える子育て家庭などへの 支援</li> <li>2 障がいや発達に不安のあるこどもへの 支援</li> <li>3 児童虐待防止対策と社会的養護の推進</li> <li>4 こども・若者の自殺対策、犯罪などから こども・若者を守る取組</li> <li>5 こども・若者の権利の尊重</li> <li>6 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり</li> </ol>
	基本目標5 子育て当事者がこどもに 向き合えるまちづくり	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減</li> <li>2 地域子育て支援、家庭教育支援</li> <li>3 共働き・共育ての応援</li> </ol>

## 第4章 施策の展開

### 基本目標1 こどもを安心して生み育てることができるまちづくり

子どもの誕生前から幼児期までは、子どもの将来にわたる幸福の基礎を培い、人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期です。

また、乳幼児は多くの時間を家庭や地域の中で過ごし、育ちの環境は多様です。その多様性を尊重しつつ、保護者・養育者の「子育て」を支えることだけでなく、「子育ち」に係る質にも社会がしっかりと目を向け、保護者・養育者の就労・養育状況を含む子どもの置かれた環境等に十分に配慮しつつ、ひとしく、切れ目なく、ウェルビーイングの向上を図ることが重要です。

乳児期におけるしっかりと愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得を通じて、一人一人の子どもが、かけがえのない個性ある存在として認められ、自己肯定感をもって成長することができるようになります。

#### 1 親と子の健康づくりに向けた支援

妊娠から出産後まで子どもの生涯にわたる心と身体の健康づくりに向け、ライフステージに応じた健康づくり、各種健康診査や産後の支援体制、小児医療体制の確保に取り組みます。

また、適切な生活習慣の形成を図るとともに、親と子の望ましい食習慣の確立に向け、体験活動をはじめとする食育の機会の充実を図ります。

##### （1）母子の健康管理

母子健康手帳交付時に保健師等の専門職が面談を行い、出産前後の家庭の育児支援や産後ケア事業など適切なサービス利用につなげることで、出産や育児に係る母親の負担軽減を図りつつ、各種健診や予防接種、乳児家庭全戸訪問事業、栄養指導の実施により、母子の健康管理を推進していきます。

##### （2）乳幼児健康診査等の充実

乳幼児期に病気や発達に不安のある子どもの早期発見・早期治療と適切な保健指導が行えるよう、各種健診の受診率の向上と充実を図ります。また、乳幼児健診後、支援の必要な子どもへの継続的なフォローアップ体制を充実するとともに、母親の体調不良や悩みを抱える保護者等を早期に把握し、必要に応じて専門機関による相談支援や医療機関の受診につなげます。

### (3) 産後の支援体制の充実

安全で安心した子育てができるよう、全ての乳児を対象に保健師等が訪問して、乳児の発育や母親の健康についての確認や相談、保健指導を行います。また、心身のケアや育児のサポート等を行い産後も安心して子育てができるための支援体制として、産後ケア事業の利用推進を行います。

### (4) 小児医療体制の情報提供

広報紙による休日当番医の周知を継続するとともに、鹿児島県が実施している小児救急電話相談(#8000)、いつでも気軽に医師に相談ができる住民向け「遠隔医療相談アプリ」の周知を図り、夜間・休日の子どもの急病等に関して、保護者の不安を解消し、適切な受診を促進します。

### (5) 食育の推進

保育所等や学校における教育の場において、給食等に地場産物を使用し、食に関する指導の「生きた教材」として活用し、地域の自然、文化、産業等に関する理解を深めるとともに、食に関する知識や生きる力を育みます。

#### 【関連する事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
中種子町離島地域不妊治療支援事業助成金交付	保険適用による特定不妊治療を行う医療機関のない離島地域の夫婦の経済的負担を軽減するため、特定不妊治療に係る交通費や宿泊費を助成することで、安心して子どもを生み育てることのできる環境づくりを推進します。	地域福祉課 こども未来係
母子健康手帳交付	交付日を月2回設定し、産婦人科からの妊娠届出書を提出した者に交付します。	
妊婦健康診査	妊婦の健康の保持及び増進を目的とした妊婦健康診査について、14回分の助成を行います。	
妊婦歯科検診	母子手帳集団交付時に歯科検診を実施します。個別交付者には、町内の歯科医院で受診できるよう妊婦歯科検診無料受診券を交付します。	
にじいろ家族	「妊婦体験」、「沐浴・家族計画」等をニーズに合わせて実施します。	
遠方の分娩取扱施設への交通費等支援事業	医学的な理由等により、周産期母子医療センターで分娩する必要がある妊婦であって、住所地から最も近い周産期母子医療センターまでおおむね60分以上の移動時間を要する妊婦に対し、交通費及び宿泊費を助成します。	
未熟児養育医療の助成	養育のため病院又は診療所に入院することを必要とする未熟児に対し、交通費・宿泊費・医療費の助成を行います。	
新生児聴覚検査	新生児に対し実施し、聴覚障がいの早期発見・早期療育につなげることを目的とします。	

事業・取組名	概要	担当課
産婦健康診査	産後うつの予防や虐待予防を図るため、産後2週間と産後1か月の産婦に対し健康診査を行います。	地域福祉課 こども未来係
新生児（乳児）等訪問、乳児家庭全戸訪問事業	助産師・保健師が産婦及び乳幼児を訪問し、体調の変化や育児についての支援や子育ての孤立化を防ぐため、不安や悩みを聞いたり子育てに関する情報提供を行います。	
養育支援訪問事業	様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、具体的な養育に関する指導助言等を訪問により養育上の諸問題の解決・軽減を図ります。	
にじいろクラス	生後2か月児とその保護者を対象とし、乳児の身体計測や保護者の育児不安軽減のための相談支援、保護者同士の交流を図ります。	
乳幼児健診	乳幼児の健康の保持及び増進を図るため、発達の節目にあわせて実施します。5歳児には、手作りおやつの配布や媒体を用いたむし歯予防の講話を実施します。	
乳幼児歯科健診	9～11か月から5歳児健診までの集団歯科検診・個別歯科保健指導等を実施します。	
乳幼児相談	健診後の経過の確認や発育発達や育児上の不安等について、専門職（医師・保健師・管理栄養士・歯科衛生士及び理学療法士・作業療法士・言語聴覚士）に相談できる体制を整えています。	
産後ケア事業（訪問型、短期入所型、通所型）	産後1年以内の母子で家族等から、十分な家事や育児の援助が受けられず心身の不調や育児不安のある者に対し、個別的心身のケアやサポート等の支援を実施します。訪問型直営、短期入所型と通所型は医療機関委託で実施します。	
巡回相談	相談を希望する町内の保育施設、小学校、中学校に専門職（理学療法士・言語聴覚士等）を派遣し、発達支援等に関する助言を行います。	
りんくのひろば	親子で遊び、保護者同士の交流ができるよう交流スペースを解放します。	
かごしま子育て支援パワースポット事業	鹿児島県及び県内の市町村、事業の趣旨に賛同いただいた協賛店と共同で、子育て家庭を応援するため実施します。	町民課 保健センター
乳幼児健診の場を通じた情報提供	3か月児から8か月児まで、試食を混じえた離乳食指導を行います。9～11か月児健診では、手作りおやつの配布や食事指導を行います。また、1歳6か月児には健康教育を実施します。	
栄養相談・栄養指導の実施	乳幼児健診時や電話・来所での相談を随時受け付けています。	
おやこ料理教室	町内小学校7校、中学校1校、保育所、認定こども園に案内文を出し、食育の話や親子料理教室を通して食の大切さを啓発します。	中央保育所
食育の推進	保育所にある畑等を利用し、種の植え付け及び収穫を行い園児が旬の食材を自分たちで育て食べることの喜びを学びます。	

## 2 乳幼児期の教育・保育の充実

乳幼児期の発達の特性を踏まえ、幼児教育・保育の基本である遊びと学びの充実を図りながら「生きる力」の基礎を育みます。また、安心してこどもを預けることができるよう、教育・保育環境を提供しつつ、幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続を図ります。

### (1) 生きる力を育む幼児教育・保育の推進

こどもの主体的な活動を大切にし、指針等に基づく教育・保育施設それぞれの理念や独自性に基づいた教育・保育を尊重しながら、適切な指導監査などによる質の向上を図るとともに、小学校、家庭や地域との連携を深め円滑な接続によりこどもたちが健やかに成長できる環境の充実を図ります。

### (2) 多様化する教育・保育ニーズへの対応

一時預かり事業といった従来の事業に加え、令和8年度からは就労要件を問わず時間単位等で柔軟に保育所等を利用できる「こども誰でも通園制度」を実施します。

### (3) こども・子育てを支える人材の確保・育成

新規卒業者の確保や職員配置基準の改善による保育士の負担軽減を図り、安定的な保育人材の確保に努めます。また、中高生等に対して保育体験活動等を通した魅力発信を行うなど、次世代の人材の育成を図ります。

### (4) こどもが健やかに育つ環境づくり

乳幼児と保護者が絵本を通して心触れ合うひとときをもつきっかけを作ったり、スキンシップを介したコミュニケーションを通して、親と子の心がふれあう活動を推進します。また、保護者への各種相談や教室等を通じてこどもたちが健やかに成長できる環境の充実を図ります。

### (5) 教育・保育環境等の整備

こども・子育て支援事業債をはじめとする様々な交付金の活用を視野に入れながら、施設整備や子育て関連施設の環境改善を実施します。

#### 【関連する事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、一時的に預かり、必要な保育を行います。	中央保育所 地域福祉課 こども未来係
りんくのひろば	親子で遊び、保護者同士の交流ができるよう交流スペースを解放します。	地域福祉課
病後児保育	公立種子島病院内の病後児保育施設ひだまりにおいて、病後児保育事業を実施します。	こども未来係

### 3 妊娠・出産や子育てに関する相談・情報発信体制の充実

子育て家庭が抱える不安や悩みに対して、家庭の状況に応じた相談窓口が選択できるよう、窓口の体制強化や子育てに関する情報の周知啓発を行い、関係機関と連携しながら、相談を受けた後も切れ目のない支援に取り組みます。

#### (1) こども家庭センターの機能強化

「こども家庭センター」の機能強化を図るため、より身近な場所での気軽な相談や、必要な方々への適切な支援メニューの充実を図りながら、地域のネットワークと一体となって継続的に支援し、妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、妊娠期から子育て期を通じた切れ目のない母子保健と児童福祉の一体的な相談支援を行います。

#### (2) 家庭教育への支援

こどもが基本的な生活習慣等を身につけられるよう、妊娠・出産・育児についての勉強会や講演会、イベントを行い、親同士が子育てについて楽しく学び、情報交換ができる機会を提供し、家庭における教育力の醸成を支援します。

#### (3) 地域子育て支援拠点事業等の充実

地域子育て支援拠点である子育て支援センター「おひさま」や保育所の各種行事・園庭開放等により、地域の身近な場所で乳幼児と保護者同士の交流や子育ての場を提供するとともに、子育てに関する情報提供や相談支援の充実を図ります。

#### (4) 子育て支援情報の発信

町ホームページによる子育てひろば「おひさま」の活動内容の公開を継続するとともに、様々な媒体を活用し、子育て支援情報の発信の充実に努めます。

#### 【関連する事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
こども家庭センターりんく	児童福祉事業及び母子保健事業を一元化し、全ての妊産婦・子育て家庭・こどもを対象に切れ目のない、包括的・継続的な支援(相談に応じた子育てや教育・保育の利用に必要な情報の提供、助言など)を行います。	地域福祉課 こども未来係
地域子育て支援拠点事業 (つどいの広場)	子育て支援センター「おひさま」において、育児不安等についての相談や子育て親子が気軽に集い、交流ができる場を提供します。	中央保育所

## 基本目標2 こどもが成長できるまちづくり

学童期は、こどもにとって、身体も心も大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む時期です。自らのことを客観的に捉えられるようになり、善悪の判断や規範意識を形成するとともに、集団生活で様々な課題に直面する中で、自らの役割や責任を自覚し、友人関係や遊びを通じて協調性や自主性を身に付けます。学童期のこどもが、安全で安心できる環境の中、小さな失敗も経験しながら、直面した課題に全力で取り組んで達成する成功体験を重ね、自己肯定感を高めることができる環境を整えていくことが重要です。

思春期は、性的な成熟が始まり、それに伴って心身が変化し、自らの内面の世界があることに気づき始め、他者や社会との関わりの中で、自分の存在の意味、価値、役割を考え、アイデンティティを形成していく時期です。一方で、自己の存在に対しての様々な葛藤を抱えたり、学業や家族・友人との関係や恋愛などに悩んだりする繊細な時期もあります。思春期のこどもが、自己肯定感を高めることができ、成育環境などを理由に自らの進路の選択が制約されることがないよう支えていくことが重要です。

### 1 こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い教育の推進

こどもたちが、粘り強く挑戦し、自らの人生を切り拓き、力強く生きることができるように、技術革新やグローバル化に対応した資質・能力の育成に向けた教育を推進するとともに、全てのこどもに学びの機会を確保することで、こどもが安心して過ごし学ぶことのできる教育環境づくりを進めます。

#### （1）次世代の担い手となる人材の育成

急速に進む技術革新やグローバル化に対応する質の高い教育環境や安全で安心な学習環境の整備、児童生徒一人一人の資質・能力を最大限に伸ばす主体的・対話的で深い学びを実現する教育、学校や家庭、地域、企業等の連携・協働に関する取組を促進し、地域社会全体で次世代の担い手となる人材を育成します。

#### （2）安全・安心な教育環境の充実

安全に快適に学び、安心して過ごせる教育環境に向けて、適正規模と配置の推進や、学校施設の長寿命化を推進します。

#### （3）情報活用能力の育成

デジタル化の進展とともに、こどもたちが時代に合った教育を受けられるようにICT環境を整備します。全ての児童・生徒に端末を提供し、個別最適な学びの実現や協働的な学びの深化を図ります。

### (4) 全ての子どもの学びの保障

全ての子どもが家庭環境や経済状況に関係なく、質の高い教育を受けられるよう、必要な学習支援を提供します。特に、経済的理由による就学が困難な場合、小中学生への就学援助支援、高校生や大学生に対する奨学資金貸付制度を継続します。

### (5) いじめや不登校の子どもへの支援

いじめや不登校等の支援については、県の事業を活用してスクールカウンセラーを配置し、さらに必要に応じてスクールソーシャルワーカーの支援を受ける体制を整備します。保護者や学校、関係機関と連携して学習支援や生活支援を行うとともに、教育支援センター等の多様な学びの場の保障を図りながら、自発性や社会性、社会への適応力を育みます。

### (6) 障がいや多様な教育的ニーズへの対応

学びに困難を抱える子どもたちに寄り添った学習環境の整備のため、特別支援教育の質の向上を目指すとともに、小中学校各段階に応じて、全ての児童生徒が、一人一人の可能性や持てる力を最大限に伸ばせる最適な場で豊かに学び合うインクルーシブ教育を推進し、一人一人の個性に応じた支援を行います。

### (7) スポーツ・文化芸術環境の整備

将来にわたり、子ども・若者がスポーツ・芸術に継続して親しむことができるよう、部活動の地域展開に向けた地域のスポーツ・文化芸術環境の整備を進めます。

#### 【関連する事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
学力の定着	各種学力検査結果の分析を行い、各学校の課題に応じた指導法の改善や共通実践項目を設定し、児童生徒の学力内容の定着を図ります。	学校教育課
特別支援教育の推進	児童生徒の特別な教育的ニーズを的確に把握し、適切な支援や助言を行うことにより個々の児童生徒の適切な発達を促します。	
特色ある学校づくり事業	各学校、地域の特性を生かして体験的な特色ある教育活動を実施します。	
うみがめ留学制度	留学実施委員会を組織した小学校区が、島外から転学を希望する「留学生」として受け入れ、地元児童との交流の中で、お互いが刺激を受けることにより教育効果の向上と学校及び地域の活性化を図ります。	
教職員研修会	各教科担当や職種毎に研修を実施することで、指導力の向上や効果的な業務の推進を図ります。	

事業・取組名	概要	担当課
教育相談事業	小中学校へスクールカウンセラーを派遣し、生徒・児童・保護者・職員の相談活動を実施します。また、臨床心理士の派遣事業を実施し、生徒・児童・保護者の教育相談を行います。	学校教育課
キャリア教育推進事業	各小中学校で、児童生徒が自分の生き方や働き方にについて学び、考える機会を設けます。また、高学年児童が町内の多様な職業の方の話を伺うキャリアフェスタを行います。	
就学援助の実施	経済的理由により就学ができない児童生徒が出ないよう、保護者に対して、学用品費や修学旅行費など就学に必要な経費の一部を援助します。	
教育支援センター「フレンドコネクト」	不登校児童・生徒の居場所として福祉センター内に設置し、学習や体験活動に取り組みます。	
学校施設の改修事業	安心安全な教育環境を確保するため、学校施設の改修を行い、施設の快適性と安全性の向上を図ります。	教育総務課
学校給食の充実	栄養教諭による各学校への訪問指導を充実し、児童生徒及び保護者への「食」に対する意識の高揚を図ります。	給食センター
食育に関する保健・教育等の連携	学校保健委員会等での食育に関する講話の実施やパソコンを使った食事バランスチェックを行います。	町民課 保健センター
家庭教育学級	町内の全ての小・中学校において、家庭教育の重要性や家庭教育の在り方などについて学習する場として実施します。	社会教育課
子ども体験活動促進事業	多くの人々との交流を通して様々な体験を行うことで、子どもたちの個性や創造性を更に深め、健康で豊かな人間形成を目指します。	
指導者養成講座の充実	スポーツ推進員の研修会、スポーツ少年団指導者講習会を実施します。	
なかたねの子表彰	文化活動やスポーツ活動、善行活動において、めざましい功績を収めた児童生徒を表彰します。	
健全育成対策	長期休業前（夏）及び夏祭り終了後に「愛のパトロール」を実施し、青少年の非行防止啓発に努めます。	
青少年育成推進員活動への支援	各小学校区に青少年推進員を配置し、地域と連携して各種行事等での活動を支援します。また、安全教育・人権教育等研修会を行い、推進員の育成を図ります。	

## 2 居場所づくり

誰一人取り残さず、子ども・若者の視点に立った多様な居場所づくりが行われるよう、子どもの居場所づくりに関する指針（令和5年12月22日閣議決定）に基づき、子ども・若者の声を聴きながら居場所づくりを推進します。

全ての子どもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後の子どもの遊びと生活の場である放課後児童クラブの受け皿整備を着実に進めます。

### (1) こども・若者の視点に立った居場所づくり

その場を居場所と感じるかどうかはこども・若者本人が決めるものであるという前提に立って、こども・若者の声を聴きながら居場所づくりを推進します。

その際、多くのこども・若者の居場所となっている児童館、子ども会、こども食堂や学習支援の場など多様な居場所、公民館や図書館などの社会教育施設などが、こども・若者にとってよりよい居場所となるよう取り組みます。

### (2) 放課後児童対策の推進

全てのこどもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、全ての児童に様々な交流、体験等の機会を提供する放課後子供教室の設置促進や放課後のこどもの遊びと生活の場である放課後児童クラブの受け皿整備を着実に進め、放課後児童クラブの安定的な運営を確保するとともに、学校施設の利用促進の観点も含め放課後児童対策に取り組みます。

#### 【関連する事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
放課後児童健全育成事業	保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象に、放課後における安全で健やかな育成を推進するため、地域の中で児童を見守り育てます。	地域福祉課 こども未来係
教育支援センター 「フレンドコネクト」【再掲】	不登校児童・生徒の居場所として福祉センター内に設置し、学習や体験活動に取り組みます。	教育委員会

## 3 小児医療体制や心身の健康等についての情報提供

こどもが休日・夜間を含めいつでも安心して医療サービスを受けられるように、広報紙による休日当番医の周知を継続するとともに、鹿児島県が実施している小児救急電話相談(#8000)や「産婦人科オンライン」、「小児科オンライン」サービスの周知を図ります。

こども・若者が、自らの発達の程度に応じて、心身の健康、性に関する正しい知識を得て、SOSを出したり、セルフケアをしたり、自らに合ったサポートを受けたりできるように、性と健康に関する教育や普及啓発・相談支援を進めます。

### (1) 小児医療体制の情報提供【再掲】

広報紙による休日当番医の周知を継続するとともに、鹿児島県が実施している小児救急電話相談(#8000)、いつでも気軽に医師に相談ができる住民向け「遠隔医療相談アプリ」の周知を図り、夜間・休日のこどもの急病等に関して、保護者の不安を解消し、適切な受診を促進します。

## (2) 心身の健康等についての情報提供

小中学校において、子どもの発達の段階に応じ、学習指導要領に基づく性に関する指導を実施します。

性や妊娠の悩みに対応する知識や相談窓口について情報提供している、若者向けの相談支援サイト「スマート保健相談室」の周知を図ります。

# 4 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育

子ども・若者が社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜き、地域の課題解決を社会の構成員として主体的に担う力を発達の程度等に応じて身に付けることができるよう、主権者教育を推進します。

子ども・若者が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けることに資する取組を推進します。

## (1) 学校における主権者教育の推進

子どもたちが将来、自立した主権者として、自らの意見を持ち、社会に貢献していく力を育成するため、学習指導要領に基づき、発達段階に応じて、民主主義の仕組みや主権者としての責任と権利を理解し、主体的に社会を形作る人材となるための教育環境を整備します。

## (2) 学校におけるキャリア教育の推進

子どもたちが家庭、地域、社会を支える存在として、自分自身の可能性を発見し、職業や生涯にわたる生活を主体的に考える力を育むために、学習指導要領に基づき、発達段階に応じて、キャリア教育を積極的に取り入れ、子どもたちが自らの未来を描く力を養うことを推進します。

### 【関連する事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
キャリア教育推進事業 【再掲】	各小中学校で、児童生徒が自分の生き方や働き方にについて学び、考える機会を設けます。また、高学年児童が町内の多様な職業の方の話を伺うキャリアフェスタを行います。	学校教育課
子ども体験活動促進事業 【再掲】	多くの人々との交流を通して様々な体験を行うことで、子どもたちの個性や創造性を更に深め、健康で豊かな人間形成を目指します。	社会教育課

## 基本目標3 若者が活躍できるまちづくり

若者一人一人の状況に寄り添った就職や自立支援を行うとともに、若者が自らの主体的な選択により、結婚、こどもを産み、育てたいと望んだ場合に、希望がかなえられるよう、多様な価値観や働き方を尊重し、ライフデザイン・出会い・結婚への支援を推進します。

悩みや不安を抱える若者が、社会と自分の距離感でつながりを育んでいくよう、若者やその家族が気軽に相談できる体制を整えます。

### 1 未来へ踏み出す若者応援

若者を対象としたセミナー等を開催し、若者のキャリア形成を図り、新たなことにチャレンジしていくよう応援します。また、誰もがその個性と能力を発揮して未来を描けるよう、様々な体験・活動の機会を創出し、若者の可能性を高めます。

#### （1）若者のキャリア形成支援

若者が安心して働き、安定した生活を送ることができるよう、ハローワークや鹿児島県との連携により、若者を対象とした就職相談や面接会、セミナーなどを行います。地元企業などと連携し、若者の職場体験やインターンシップ等の体験的な学習活動の機会を提供するとともに、地域課題やまちづくりをテーマとした情報提供や生涯学習講座の開催など、キャリア支援を行い、地域における若者の雇用機会の創出を推進します。

#### （2）青少年の健全育成

若者が安心感や生きやすさを得られるように、巡回指導や環境浄化活動や教育相談員による教育相談活動を行います。また、インターネットやSNSに起因する問題への対応など、若者が巻き込まれやすいトラブルの防止を目的とした情報等を分かりやすく周知します。

#### （3）性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に関する知識の普及啓発

こども・若者が、性別にかかわらず、誰もがその個性と能力を発揮して様々な可能性を広げ、一人一人の人権が尊重され、性の多様性を認め合うために、性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に関する理解の促進を図ります。

#### （4）こどもを産み育てる準備への普及啓発

男女を問わず、性と妊娠に関する知識を正しく身に付け、将来のこどもを生み育てる準備としてのプレコンセプションケアの啓発を行うとともに、不妊治療に関する支援を行います。

## 2 若者の社会的参加に向けた支援

悩みや不安を抱える若者が、自らのペースで歩みを進められるよう、一人一人に合った支援を行います。

### （1）気軽に相談できる窓口の情報提供

若者の悩みや不安を受け止める県の「かごしま子ども・若者総合相談センター（ひきこもり地域支援センター）」などの相談窓口の情報発信を図るとともに、身体とこころの健康に関する支援を行います。

### （2）困難を抱える若者や家族への支援

様々な課題を抱える若者のそれぞれの状況に応じて、関係機関が連携して包括的な支援を提供していくことにより、本人やその家族へのアウトリーチによる取組を推進するなど、相談しやすい体制を整備するとともに、安心して過ごせる居場所につなげます。

### （3）若者による社会活動の促進

ボランティアについての啓発講座や社会とのつながりの大切さに関する講座など、若者の視野が広がるような教育機会を創出し、若者へ積極的に周知するとともに若者が参加しやすい活動の充実を図ります。

#### 【関連する事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
こども家庭センターりんく 【再掲】	児童福祉事業及び母子保健事業を一元化し、全ての妊産婦・子育て家庭・こどもを対象に切れ目のない、包括的・継続的な支援（相談に応じた子育てや教育・保育の利用に必要な情報の提供、助言など）を行います。	地域福祉課 こども未来係
重層的支援体制整備事業	地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、多機関協働事業、参加支援事業アウトリーチ事業、生活困窮者支援等のための地域づくり事業を推進します。	地域福祉課 福祉係

### 3 出会いや結婚への支援

若者が自らの主体的な選択により、結婚、出産、育児の希望を叶えられるよう、ライフデザインや出会い、結婚への支援を推進します。

#### （1）多様な出会いの機会提供

若者が交流できる場づくりや婚活イベントを支援して、結婚を後押しします。

#### （2）ライフデザインを考えるきっかけづくり

仕事や働き方、出会い・結婚・妊娠・出産・子育て等、ライフステージごとの様々な情報を総合的に提供するセミナーやシンポジウムを実施するなど、若者が人生設計を考える機会を設け、ライフデザインを考えるきっかけづくりに取り組みます。

## 基本目標4 全てのこどもが幸せな状態で成長できるまちづくり

本町のこども・若者が、家庭環境に関わらず、夢や希望をもって生きていくことができるよう、生活の安定のための支援、教育の支援、保護者の就労の支援など、様々な面から、関係機関との連携により、こども・若者の貧困対策に取り組みます。

こども・若者が心身ともに健やかに成長できるよう、ヤングケアラー等の配慮が必要な家庭への支援など、関係機関との連携を一層強化し、情報を共有しながら切れ目のない支援を行っていきます。

様々な支援が必要なこどもに対し、それぞれの成長過程において、支援を必要としているときに、必要な支援が行き届く体制の充実を図り、ライフステージに応じた切れ目のない支援（縦横連携）を推進します。

### 1 生活に困難を抱える子育て家庭などへの支援

こども・若者が、家庭の経済状況にかかわらず、健やかに成長できる環境をつくるとともに、教育の機会均等を図るため、こどもの学習支援の活用や、教育、生活の安定、保護者の就労、経済的支援を進めます。また、安定した生活により、安心して子育てできるよう、ひとり親家庭の総合的な支援を推進します。

#### （1）教育の支援

貧困の世代間連鎖を断ち切るために、就学援助制度や奨学金、貸付等による経済的支援によって学習機会の確保・充実を図るとともに、こどもに対して教育により将来への希望をもつことができるよう、機会あるごとに啓発していきます。

特に取組の必要が高い経済的に困難な世帯に対しては、「貧困の連鎖を教育で断つ」ことを確実に進めるため、学校教育による学力向上、ひとり親家庭や生活困窮者世帯等への学習支援などを行ないます。

#### （2）生活の安定に資するための支援

保護者に対しては、生活困窮者自立支援制度に基づく就労支援や子育てを両立するための生活支援を行います。一方、こどもに対しては、学校における健康教育等の強化を進めるとともに、健康診断や食育の推進などの保健衛生の取組強化を進めます。これらの取組を通じて、家庭におけるこどもの生活環境の向上を図るため、家庭教育の推進の意識啓発を図っていきます。

#### （3）保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

ひとり親家庭に対する資格取得の支援や職業紹介により、安定雇用による就労所得を増加させ、経済的自立によるこどもの生活環境の改善につなげます。

#### (4) 経済的支援

教育費負担の軽減をはじめ、県や町などの各事業主体において、各種手当や就学援助費、貸付金などの現行制度の周知強化等による捕捉率を高めます。

##### 【関連する事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭等(母子・父子家庭等)の生活安定と福祉の向上を図るために医療費助成を行います。	
児童扶養手当	18歳到達後の最初の3月31日までの児童で、父母が婚姻を解消した児童等(父死亡、父障がい、父生死不明、遺棄、未婚等)を監護している母、又は、母にかわって養育している方に対して支給します。	
母子家庭の母親の就業促進	母子家庭の母親の就業を促進するため、労働関係機関等と連携し、求人情報の提供を行います。また、個別相談等があった場合は、関係機関と連携して対応します。	
ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業 (鹿児島県事業)	ひとり親家庭の親及び寡婦の個々の家庭の状況、職業適性、就業経験等に応じ、適切な助言を行う就業相談の実施、就業に結びつきやすい就業支援講習会の実施、公共職業安定所等職業紹介機関と連携した就業情報の提供など一貫した就業支援サービスを提供とともに、生活の安定と児童の福祉の増進を図るために、養育費の取り決め等専門家による相談体制の整備などを総合的に行うことの目的とします。	地域福祉課 こども未来係
母子父子寡婦福祉資金貸付事業 (鹿児島県事業)	配偶者のない女子又は男子で現に20歳未満の児童を扶養しているもの、寡婦及び40歳以上の配偶者のない女子に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するため、必要な資金の貸付を行います。	
ひとり親家庭自立支援給付金事業 (鹿児島県事業)	ひとり親家庭の親の就職の際に有利であり、かつ生活の安定に資する資格の取得を促進するため、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にすることを目的とします。	
ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業 (鹿児島県事業)	高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、入学準備金・就職準備金を貸し付け、これらの修学を容易にすることにより、資格取得を促進し、自立の促進を図ります。	
自立相談支援事業	生活困窮者及び生活困窮者の家族や、関係者からの相談に応じ、アセスメントを実施して個々人の状態にあったプランを作成し、必要なサービスにつなげます。	地域福祉課 福祉係
就学援助の実施【再掲】	経済的理由により就学ができない児童生徒が出ないよう、保護者に対して、学用品費や修学旅行費など就学に必要な経費の一部を援助します。	学校教育課

## 2 障がいや発達に不安のあるこどもへの支援

障がいのあるこどもや発達に不安のあるこどもを支援するため、それぞれの特性や状況に応じて、児童発達支援、放課後等デイサービスなどの通所支援、療養生活の支援、保育所等への巡回支援を行います。こどもの成長に不安を感じる家族に対しては、相談窓口を利用しやすくなるよう情報提供に努め、家庭の子育てへの負担軽減につなげるとともに、適切な支援が提供可能である専門相談につなぐなど、家族に寄り添った継続的な支援を行います。

保育所等や放課後児童クラブにおいては、障がいのあるこどもを受け入れるため、職員の加配や研修の充実を図ります。

医療的ケア児とその家族が身近な地域で必要な支援を受けられるように、保健、医療、福祉、教育、保育などの関係機関等が連携し、地域における情報の共有や課題の整理を行うとともに、サービスの質の確保・向上に取り組むなど医療的ケア児の支援体制の構築に取り組みます。

### 【関連する事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
障害通所給付費支給	児童福祉法に基づき、障がいのある児童やその家族に対し、安心して社会との交流や必要な療育を受けるための支援を提供します。	地域福祉課 福祉係
特別児童扶養手当	20歳未満で、政令に規定する障がいの状態にある児童を監護している父若しくは母、又は父母にかわってその児童を養育している人に支給します。	
特別支援教育の推進【再掲】	児童生徒の特別な教育的ニーズを的確に把握し、適切な支援や助言を行うことにより個々の児童生徒の適切な発達を促します。	学校教育課
教育支援委員会	各学校での教育支援委員会や町就学教育相談の結果を受け、教育支援委員会を実施し判断を行い、適切な就学指導を行います。未就学児については保育所等との連絡会を実施します。	

## 3 児童虐待防止対策と社会的養護の推進

児童虐待を受けたこどもやその家族、要保護児童、ヤングケアラーなど、支援が必要なこどもや家庭に寄り添いながら、個々の状況に応じた必要なサービスを提供できる相談体制の充実を図ります。

### (1) こども家庭センターの機能強化【再掲】

「こども家庭センター」の機能強化を図るため、より身近な場所での気軽な相談や、必要な方々への適切な支援メニューの充実を図りながら、地域のネットワークと一体となって継続的に支援し、妊娠婦、子育て世帯、こどもに対し、妊娠期から子育て期を通じた切れ目のない母子保健と児童福祉の一体的な相談支援を行います。

### (2) 児童虐待の予防や早期発見・早期対応

妊娠期から保護者とのつながりを大切にし、切れ目なく支援することで、児童虐待の予防につなげます。子育てに対する相談をはじめ、児童虐待の予防から継続的な支援を行うとともに、「中種子町要保護児童対策地域協議会」を中心に、児童相談所等の専門機関との連携を図り、児童虐待防止に対する取組を推進します。

### (3) ヤングケアラーへの支援

ヤングケアラーにおける問題は、本人や家族が自覚していないことも多く、顕在化しづらいことを念頭に置いた上で、こどもや家族の思いに寄り添いながら、関係機関が連携してヤングケアラーを早期発見・把握し、適切な支援につなげていきます。

### (4) 教育相談体制の充実

児童・生徒が悩みを抱え込み、心にゆとりがもてるよう、学校等では気軽に相談でき、効果的なカウンセリングが行える相談体制の強化を推進します。

児童・生徒がお互いを思いやる心を育てる教育の実践を推進し、いじめが起きない・いじめを起こさせないよう継続して取り組み、学校の教育相談体制の充実を図ります。

#### 【関連する事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
こども家庭センターりんく 【再掲】	児童福祉事業及び母子保健事業を一元化し、全ての妊産婦・子育て家庭・こどもを対象に切れ目のない、包括的・継続的な支援(相談に応じた子育てや教育・保育の利用に必要な情報の提供、助言など)を行います。	
産後ケア事業(訪問型、短期入所型、通所型)	産後1年以内の母子で家族等から、十分な家事や育児の援助が受けられず心身の不調や育児不安のある者に対し、個別的心身のケアやサポート等の支援を実施します。訪問型直営、短期入所型と通所型は医療機関委託で実施します。	地域福祉課 こども未来係
中種子町要保護児童対策地域協議会	要保護児童対策地域協議会を年1回開催します。また、児童生徒の要保護等の事例があった場合は、その都度関係機関と連携して、個別会議を実施します。	
教育相談事業【再掲】	小中学校へスクールカウンセラーを派遣し、生徒・児童・保護者・職員の相談活動を実施します。また、臨床心理士の派遣事業を実施し、生徒・児童・保護者の教育相談を行います。	学校教育課

## 4 こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

全国的に小中高生の自殺者数が増加傾向にあり、危機的な状況となっています。誰も自殺に追い込まれることのないよう、生きることの包括的な支援として、こども・若者への自殺対策を推進します。

社会の情報化が進展する中、こどもが情報活用能力を身に付け、情報を適切に取捨選択して利用するとともに、インターネットによる情報発信を適切に行うことができるよう、こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に努めます。

### （1）こども・若者の自殺対策

こどもが自身の心の危機に気付き、身近な信頼できる大人に相談できる力を培うために、「SOSの出し方に関する教育」を継続して実施します。

また、様々な課題を抱えるこどもに対し、スクールカウンセラーを配置し、さらに必要に応じてスクールソーシャルワーカーの支援を受ける体制を整備し、学校におけるチームでの教育相談体制の充実を促進します。

### （2）こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備

こどもが主体的にインターネットを利用できる能力習得の支援や情報リテラシーの習得支援、こどもや保護者等に対する啓発、フィルタリングの利用促進、ペアレンタルコントロールによる対応の推進など、こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備に取り組みます。

### （3）犯罪被害、事故、災害からこどもを守る環境整備

こどもへの犯罪被害を防ぐために行政、警察・関係機関・団体間の定期的な情報交換の体制づくり、場づくりを推進します。また、警察、学校、PTA、家庭、地域との連携を強化し、こどもを犯罪から守る被害防止活動を支援します。

学校施設や通学路の安全点検・安全対策、スクールガード等による活動の充実を図り、こどもたちの安全・安心の確保を図る取組を推進します。

安全・安心なまちづくりに向けた道路、公園等の既存施設の構造・設備の維持を推進するとともに、こどもを犯罪等から守るための広報啓発活動を展開します。

### （4）非行防止と自立支援

こども・若者の非行防止や、非行・犯罪に及んだこども・若者とその家族への相談支援を行うとともに、学校や警察等の関係機関・団体との連携を図り、自立支援を推進します。

社会全体として非行や犯罪に及んだこどもや若者に対する理解を深め、育ちを見守る社会気運の向上を図ります。

## 【関連する事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
スクールガードリーダーの配置	スクールガードリーダーによる登下校時の見守りを実施します。	学校教育課
交通安全教室	各学校等の計画に合わせ、交通安全教室を実施します。	
カーブミラーの整備	交通安全対策特別交付金による事業により、カーブミラー・ガードレール等の整備を実施します。	
防犯灯設置事業	防犯組合の事業として、新規設置及び修理等を行い犯罪防止に努めます。	
防犯研修会の充実	防犯組合の活動による防犯意識の普及啓発を実施します。	
不審者対応マニュアルの作成	文部科学省作成のマニュアルを配布し、各学校においては地域や学校の実情に応じたマニュアルを作成します。	
保護者・地域との連携による防犯活動	青色防犯パトロールによる防犯活動を実施します。	

総務課  
消防交通係

## 5 こども・若者の権利の尊重

こども・若者が権利の主体として、多様な人格・個性として尊重され、権利が保障されるよう、こども・若者の権利の啓発による意識の醸成や、理解の促進を社会全体で共有し、こども・若者や子育て世帯の意見を聴き、施策に反映させる取組を進めます。

### (1) こども・若者の権利に関する普及啓発

こどもや若者が人権問題への理解を深め、人権意識を高められるよう、こども基本法、こども大綱、本計画など、様々な機会・媒体を活用して、こども・若者の権利について、周知・啓発を推進します。

### (2) こども・若者や子育て世帯の意見聴取

こども施策を進めるに当たり、こども・若者や子育て世帯の声を聴く方法について検討を進めるとともに、こどもの意見表明の意義について、様々な媒体を活用して周知・啓発を行います。

### (3) こども・若者の意見表明・参加

こどもや若者の生活や将来に影響を及ぼす計画などを審議する際には、こどもや若者が学び、意見表明する機会を創出するとともに、参加しづらいこどもにも配慮した取組に努めます。

## 6 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

創造力や好奇心などを育むため、民間団体、民間企業等と連携・協働して、自然体験、職業体験、環境体験など多様な体験活動の機会に取り組みます。また、家庭、地域、行政が一体となり、青少年育成団体等とより一層の連携を図り、青少年の体験活動、交流活動等を充実させ、青少年の健やかな育ちを支援します。

こどもたちが安心して過ごせる環境で、自己肯定感、人や社会と関わる力、生活習慣、学習習慣など、国のこともの居場所づくりに関する指針（令和5年12月22日閣議決定）を踏まえ、将来の自立に向けて生き抜く力を育む「こともの居場所」づくりを推進します。この居場所が地域の核となり、行政、NPO、町民、企業等と協力し、誰一人取り残されない地域子育てコミュニティにつなげます。

### 【関連する事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
キャリア教育推進事業 【再掲】	各小中学校で、児童生徒が自分の生き方や働き方にについて学び、考える機会を設けます。また、高学年児童が町内の多様な職業の方の話を伺うキャリアフェスタを行います。	学校教育課
子ども体験活動促進事業 【再掲】	多くの人々との交流を通して様々な体験を行うことで、こどもたちの個性や創造性を更に深め、健康で豊かな人間形成を目指します。	社会教育課

## 基本目標5 子育て当事者が子どもに向き合えるまちづくり

子育てにかかる経済的な支援を行うとともに、ゆとりをもって子どもと向き合い、保護者の選択に基づき必要な保育を受けられるよう環境を推進します。

地域の中で子育て家庭が支えられるよう、在宅で子育てをしている家庭を含めて全ての子どもと家庭を対象として、虐待予防の観点からも、地域のニーズに応じた様々な子育て支援を推進します。

家庭内において育児負担が女性に集中している現状を変え、夫婦が相互に協力しながら子育てし、それを職場が応援し、地域社会全体で支援する社会をつくるため、共働き・共育てを応援します。

### 1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

子どもと家庭の状況に応じた手当の支給や医療費助成など、子育てにかかる経済的な支援を行うとともに、ゆとりをもって子どもと向き合い、保護者の選択に基づき必要な保育を受けられるよう環境を推進します。

#### （1）妊婦のための支援給付

妊娠期から面談を通じて、出産・子育ての相談に応じ、様々なニーズに応じた必要な支援につなぐ「伴走型の相談支援」と「経済的支援」を一体的に行います。

#### （2）児童手当の支給

国の「子ども未来戦略」に基づき、令和6年10月から高校生の年代まで支給期間を延長するとともに、所得制限を撤廃し、多子加算の増額などの拡充を行っており、支給を継続します。

#### （3）子ども医療費の助成

子どもの疾病的早期発見と早期治療を促進し、子どもの健康増進と健やかな育成に寄与するため、0歳から高校3年生相当年齢（満18歳到達後の最初の3月31日まで）の子ども医療費の全額支援（無償化）を継続します。

また、島内において、必要とする医療等を受けることができず、島外の医療機関へ通院等を行わなければならない子どもにおける経済的負担を軽減するために、通院等に要する経費（交通費、宿泊費等）について一部助成を行います。

#### （4）幼児教育・保育の負担軽減

幼児教育・保育の無償化に係る子育てのための施設等利用給付を適正に行い、幼児教育・保育に関わる経済的負担の軽減を図り、全ての子どもに質の高い幼児教育・保育を受ける機会を確保します。

## (5) 学校給食費等の無償化

子育て世帯の経済的負担を軽減するため、小・中学校の学校給食費及び保育所・認定こども園等の副食費の助成を継続します。

### 【関連する事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
出産祝金制度	結婚・妊娠・出産・育児をしやすい地域づくりに向けた環境整備等の取組を推進することを目的として、出産子育て支援金を支給します。	地域福祉課 こども未来係
妊婦のための支援給付	安心して出産、子育てができる環境を整備することを目的に、妊娠期から出産・子育て期まで一貫した伴走型相談支援の充実と経済的支援（給付金の支給）を一体的に行います。	
児童手当	高校卒業まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育している人に対して、次代の社会を担う児童の健全な育成と資質の向上に資することを目的として手当を支給します。	
子ども医療費助成	子どもの疾病の早期発見と早期治療を促進し、子どもの健康の保持増進を図るため、0歳から高校3年生卒業まで医療費を助成します。	
離島地域子ども通院費等支援助成	種子島島内において、必要とする医療等を受けることができず、島外の医療機関へ通院等を行わなければならぬこどもにおける経済的負担を軽減するために、通院等に要する経費（交通費、宿泊費等）について一部助成を行います。	

## 2 地域子育て支援、家庭教育支援

地域の中で子育て家庭が支えられるよう、在宅で子育てをしている家庭を含めて全てのこどもと家庭を対象として、虐待予防の観点からも、地域のニーズに応じた様々な子育て支援を推進します。

### (1) こども家庭センターの機能強化【再掲】

「こども家庭センター」の機能強化を図るため、より身近な場所での気軽な相談や、必要な方々への適切な支援メニューの充実を図りながら、地域のネットワークと一緒に継続的に支援し、妊娠婦、子育て世帯、こどもに対し、妊娠期から子育て期を通じた切れ目のない母子保健と児童福祉の一体的な相談支援を行います。

## (2) 地域における子育て支援の充実

延長保育事業については、就労形態の多様化等の理由による通常の利用時間の延長への保育ニーズに対応するため、また、一時預かり事業については利用者ニーズに対応できるよう、今後も継続実施します。

病児保育事業については、安心して子育てができる環境整備を促し、児童の福祉の向上を図ります。また、利用促進のための広報等の推進に取り組みます。

そのほか、家庭支援事業を含む子ども・子育て支援法の「地域子ども・子育て支援事業」を着実に実施します。

### 【関連する事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
地域子育て支援拠点事業 (つどいの広場)【再掲】	子育て支援センター「おひさま」において、育児不安等についての相談や子育て親子が気軽に集い、交流ができる場を提供します。	中央保育所
一時預かり事業【再掲】	家庭において保育を受けることが一時的に困難となつた乳幼児について、主として昼間において、一時的に預かり、必要な保育を行います。	中央保育所 地域福祉課 こども未来係
こども家庭センターりんく 【再掲】	児童福祉事業及び母子保健事業を一元化し、全ての妊産婦・子育て家庭・こどもを対象に切れ目のない、包括的・継続的な支援(相談に応じた子育てや教育・保育の利用に必要な情報の提供、助言など)を行います。	地域福祉課 こども未来係
病後児保育【再掲】	公立種子島病院内の病後児保育施設ひだまりにおいて、病後児保育事業を実施します。	
にじいろ家族【再掲】	「妊婦体験」、「沐浴・家族計画」等をニーズに合わせて実施します。	

## 3 共働き・共育ての推進

共働き・共育ての応援に向け、子育て家庭への更なる支援の充実を図ります。また、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の改善、男女共同参画の推進など、子育てしやすい就労環境づくりを推進していきます。

### (1) 仕事と子育ての両立支援

ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、性別に関わらず仕事と子育てが両立できる働き方への意識啓発や企業の取組に対する啓発を行います。

### (2) 男女共同参画の推進

固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みをもつことがないよう、男女共同参画についての正しい理解の浸透に向け、様々な世代における広報啓発に取り組みます。

## 第5章 計画の推進と進行管理

### 1 計画の推進体制

こども大綱に基づく、全てのこども・若者のウェルビーイングの向上は、福祉分野に留まらず、保健、医療、教育、商工労働、防災・防犯、まちづくり分野など広範囲にわたります。また、若者の自立促進やこどもの貧困対策などの新たな課題に対する施策においても、行政のみならず、教育・保育事業者、学校、事業所、住民のそれぞれとの連携が重要です。

本人、家庭や地域、教育、保育関係機関、NPOや活動団体、企業、行政それぞれが、こどもの健全育成、若者の自立支援、子育て支援に対し、果たすべき役割を認識し、互いに協力しながら、「こどもまんなか社会」に向けて、様々な施策を計画的、総合的に推進します。また、こども・若者にやさしく、子育てしやすい環境づくりに住民及び企業等の参加、参画を推進します。

### 2 計画の進行管理

本計画の着実な実行のため、個別事業の進捗状況に加え、計画全体の成果についても点検、評価し、施策の改善につなげます。

進捗を確認するに当たっては「中種子町子ども・子育て会議」で点検・評価を行うとともに、結果においては、町ホームページ等で公開する等、当事者であるこども・若者及び子育て世帯への情報提供に努めます。

こども計画の内容については、住民ニーズや社会情勢、国における制度改正等を踏まえ、必要に応じて取組の充実や見直しを図ります。

【PDCAサイクルに基づく進捗評価】

